

欧州の競争力に学ぶ

-ドイツの「シュレーダー改革」を中心に-

<2014年度 欧州・ロシア委員会 活動報告書>

2015年 4月

公益社団法人 経済同友会

目次

まえがき	1
はじめに：委員会の問題意識と活動経緯	
1．問題意識と活動経緯	3
2．報告書の構成	3
ドイツの競争力に学ぶ	
1．ドイツ経済の現況と競争力回復の主な要因	
（1）ドイツ経済の現況	5
（2）ドイツ経済回復の原点：苦境期とその要因	5
（3）競争力回復・強化を支えた3要素	7
2．シュレーダー改革	
（1）シュレーダー改革の概観	9
（2）シュレーダー改革の個別分野の内容	10
（3）シュレーダー改革に対する評価	20
3．内在する強みの発揮	
（1）技術力ある製造業基盤	24
（2）国際競争力ある中小企業	25
（3）研究開発における産学官連携体制	26
（4）人材育成・活用	28
4．グローバル化対応と国際環境の活用	
（1）欧州連合（EU）市場とは	31
（2）「EUの中のドイツ」「ユーロ圏のドイツ」であることのメリット	31
（3）ドイツの強み・優位性の発揮	32
5．ドイツの競争力強化戦略の総括	36
欧州の他国の改革	
1．スウェーデン	
（1）スウェーデン経済の苦境期と回復を支えた政策	37
（2）スウェーデン・モデルの特徴	38

2 . 英国	
(1) 英国の改革と民営化	41
(2) 英国モデルの特徴	42
3 . ドイツ、スウェーデン、英国における改革の特徴	
(1) 3 カ国に共通する要因	45
(2) 各国特有の要因	46
. 日本への示唆	47
参考図表	50
参考資料	
2014 年度 欧州・ロシア委員会 委員会会合・正副委員長会議開催一覧	56
2014 年度 欧州・ロシア委員会名簿	57

まえがき

「欧州の政治・経済改革の歴史から、今日の日本の課題解決に対する示唆を探る」これが2014年度欧州・ロシア委員会の課題認識であり、中でも、EU諸国の中で顕著な経済的成果を上げてきたドイツで、2000年代に実行された「シュレーダー改革」に焦点をあてて活動を展開してきた。各界有識者からのヒアリングにより得られた知見や情報を集約し、委員会での討議結果も反映しながら、日本として学ぶべきことを広く共有すべく本報告書として取りまとめた。

ドイツは1990年10月に、コール首相の卓越した政治手腕によって、民族の夢であった東西ドイツ再統一を成し遂げた。しかし東ドイツとの統合に伴う財政負担は重く、中東欧など周辺国の工業化による競争環境の激化、国内産業の空洞化、少子高齢化の進展、社会主義的思想に準拠する手厚い社会保障や、硬直的な労働規制等からドイツは産業競争力を失い、景気の低迷、高い失業率、経常赤字を抱える「欧州の病人」に転落した。その後、政権を継承した前野党・社会民主党のゲアハルト・シュレーダー首相は、EUの拡大を睨んで、産業コスト競争力の強化を狙う一連の施策を「パッケージ」として導入、EUの中でのドイツ経済の優位性を確立した。これが今日のEUにおけるドイツの圧倒的な存在感をもたらした要因と言えるだろう。

シュレーダー改革とは、端的に言えば、拡大を続けるEUの市場・通貨統合による恩恵を取り込み、統合EUの中で、政治的にも経済的にも強い国・ドイツをつくりあげるための国家戦略であったと理解している。時のシュレーダー政権は、社会保障、医療制度、労働改革等のさまざまな面で、国民に厳しい選択を迫る必要があった。しかし、将来的にEUのリーダーたる国への転換を実現するため、ドイツはそのような課題を乗り越え、現在に至っている。

このようなドイツの戦略の特徴としてわれわれが学んだのは以下の点である。

1. 国家戦略の遂行にあたり、強力でかつ長期的な政治的リーダーシップを発揮したこと。
国家経済が苦境にさらされたとき、グローバルな競争環境の中で、自国の潜在能力の開花と国富の増大のために決断と実行をする。これこそが一国の指導者の役割であり、政治のリーダーシップである。ドイツの場合は、シュレーダー首相自らが社会変革の駆動力となった。
2. 民間企業の競争力強化に焦点をあて、「社会的市場経済」モデルを修正し、「継続的な構造改革」を遂行して、企業活動に付随するコストの徹底的な削減と経営資源の効率的な活用を図ったこと。

富を創出する主体である民間セクターの活性化を図ることによって、拡大 EU の市場経済（人口 5 億人の自由・域内無関税市場）を取り込むと共に、EU 域内輸出拠点としてドイツに対内投資を呼び込んだ。

3. 製造業の強さを、企業の技術革新力と産官学連携というインフラが支えていること。

全国各地に点在する中小企業群を研究機構（フラウンホーファー研究機構、マックス・プランク協会）等や、先端技術開発支援団体（ヘルムホルツ協会、ライプニッツ学術連合）等が支援する形でクラスターが形成されている。加えて、政府も中小企業と研究機関の連携促進に資するプログラムを整備するなど、個々の企業努力を超えた部分で、イノベーションを促すインフラが整っている。

4. EU 域内という強みを活かし、国内外の人材活用に取り組んでいること。

国内的には、伝統的なマイスター制度を始め、複線的な人材育成システムを活用していること。

マイスター制度は、技能者に敬意を払い、技能や専門性の育成・維持を図ることで、労働移動が自由化された EU において、技術流出を防ぐ備えとなっている。一方、ドイツは EU の経済大国として、中東欧、南欧や EU 域外からも、高学歴・高技能の労働力を引きつけ、活用している。その背景には、移民の社会適合と外国人高度人材の積極的呼び込みに重点に置いた政策がある。

こうしたドイツの「国家戦略」について考察を深めることと並行して、本委員会では、他の欧州諸国の成長戦略にも目を向け、国家体制や社会構造の違いを超えて、高い国際競争力をもたらした要因を探った。

日本はさまざまな課題解決を図る上で正念場を迎えている。本委員会の活動の結果、得られた示唆が、日本がこれから取り組む改革の推進に役立つことを望む。

2014 年度欧州・ロシア委員会委員長
大八木 成男

はじめに：委員会の問題意識と活動経緯

1．問題意識と活動経緯

2014年度の欧州ロシア委員会は、活動方針の検討にあたって、日本が競争力を強化して、安定的な経済成長を実現していくために、経済や社会において先進的な側面を持つ欧州の競争力に注目すべきとの認識で一致した。特にリーマン・ショックや欧州債務危機からの回復が早く、欧州の「勝ち組」とも呼ばれるドイツに焦点を当て、その競争力を支える制度や基盤を検証・分析することにより、日本の競争力強化策・成長戦略への示唆を探ることとなった。

1990年代後半のドイツは、「欧州の病人(The sick man of Europe)」と呼ばれるほどの経済的苦境に陥っていたが、ゲアハルト・シュレーダー首相の時代に行われた構造改革(シュレーダー改革)がその回復に寄与し、中長期的に効果を発揮して、今日のドイツを「勝ち組」に導いたと言われている。

そこで、さまざまな分野の専門家からヒアリングを行い、ドイツの競争力を支える戦略、制度、基盤について多面的に検討することを、委員会活動の柱とした。併せて、ドイツの戦略との比較を兼ねて、経済・社会構造を異にする他の欧州の国々の競争力戦略についても検証することとした。

委員会では、この活動方針に基づいて延べ12名の専門家を招へいし、ヒアリングと意見交換を行った。

2．報告書の構成

本報告書は、主に、ドイツの競争力に関する分析、他の欧州諸国(スウェーデン・英国)の競争力に関する分析、そして、そうした検証から得られる日本への示唆、という3部から構成されている。

委員会での検討の中心を占めたドイツについては、同国が1990年代後半の経済的停滞から脱却し、欧州随一の経済的地位を確立するに至った経緯とその主要因について分析している(p.5~p.8)。ドイツ経済復活を支えた要素として、具体的には、2000年代に実施された構造改革、いわゆる「シュレーダー改革」(p.9~p.23) 従来からドイツに内在していた経済・産業の強み(p.24~p.30) そして、EU・ユーロ圏という国際環境を活用し、経済のグローバル化を推進したこと(p.31~p.35) の3点を挙げ、それらの取り組みによる影響、成果について総括を示した。

他の欧州国の事例としては、スウェーデンと英国をとり上げ、それぞれの国で実行された経済構造改革の背景とポイントや、両国固有の経済・産業面での強みにつ

いて概観している（p.37～p.46）。

日本と各国とは、それぞれに経済・社会構造・思想、国際環境、改革の時代背景などに違いがあることから、当報告書は、いずれかの国が実施した個々の政策・施策を、そのまま日本にも導入することを提案するものではない。一方、自国の経済成長と競争力強化を図る上で、これら欧州諸国の経験から、学ぶべき点、目指すべき方向性という面では、重要な示唆を多く得ることができるだろう。

以上のような問題意識から、改革断行に向けた政治のリーダーシップと、主要政策に関する超党派の合意、産業・企業の新陳代謝の促進、産業・企業が担うコスト競争力の強化、自らの優位性を活かす環境の形成・戦略的活用、研究開発など産業基盤の強化・育成に向けた官民の役割分担の明確化、地方の自立、地方創生に向けた地元産業と人材の育成、高度人材等、海外人材の積極的活用、企業経営、事業戦略のグローバル化加速、の8点を、日本への示唆として掲げている（p.47～p.49）。

ドイツの競争力に学ぶ

1. ドイツ経済の現況と競争力回復の主な要因

まず、「欧州の病人」から「欧州の勝ち組」へと変貌したドイツ経済の現況、ドイツ経済回復の原点である苦境期とその理由、そして競争力回復・強化を支えた3つの要素について指摘する。

(1) ドイツ経済の現況

ドイツは2006年から2011年の間、一時期を除き安定的な経済成長を続けてきた。その間、2008年にはリーマン・ショックが、2010年に欧州債務危機¹が発生したが、ドイツは、リーマン・ショックに伴うマイナス成長から早期に回復を遂げ、また、欧州債務危機の発生後も、低失業率、貿易黒字、経常黒字、安定的な経済成長を維持し、「欧州の勝ち組」とも呼ばれた。ドイツの他の欧州諸国に対する優位性は、主要マクロ経済指標においても明白であった。近年、債務危機の影響による欧州全体の成長の停滞とデフレ傾向、新興国の成長鈍化などに伴い、2012年、2013年のドイツの経済成長率は1%未満に低下した。しかしながら、失業率は改善を続けており、貿易黒字・経常黒字も堅調、財政収支赤字もこの兩年には解消された。

(2) ドイツ経済回復の原点：苦境期とその要因

1990年代後半のドイツは「欧州の病人」と言われるほど経済が悪化していた。この時代、失業率は8～10%で推移し、失業者数は400万人強、経済成長率は1%台にとどまり、対GDP比2～3%の財政赤字が続いていた。貿易収支は黒字だったが、経常収支は赤字が続いていた。その主たる要因は以下の3点である。

1990年の東西ドイツ再統一に伴う財政負担（財政赤字）

社会主義国だった東ドイツとの統一の結果、インフラ建設を始め、旧東ドイツ地域への支援費用による財政負担が増大した。また旧東ドイツでは経済

¹ 欧州債務危機は欧州サブリン危機、ユーロ危機とも呼ばれる。2009年10月、ギリシャの政権交代に伴い、それまでGDP比3.7%とされていた財政赤字は実際には13.6%だったと公表されたことに始まる。ギリシャの国家債務不履行が懸念され、一部欧州国の国債価格暴落、ギリシャのユーロ脱退観測など、混乱が波及していった。

に占める公共部門の比率が高かったため、公共部門向けの歳出が増えて、統一ドイツの財政支出はますます増加していった。

その一方、当時のドイツは、経済再建のために財政出動をすることが極めて難しい状況に置かれていた。それは、1999年からの統一通貨ユーロ加盟に備え、財政赤字の対GDP比3%以下、公的債務残高の対GDP比率60%以下、という収斂基準を満たす必要があったためである。元々、1990年代のドイツでは財政赤字が続いており、毎年財政赤字の対GDP比をかるうじて3%以下に留めている状態であり、さらなる支出拡大の余地は残されていなかった。

制度的・構造的な課題、他欧州諸国に対する競争力の劣後

戦後、旧西ドイツは「社会的市場経済」と呼ばれる経済モデル²を採用しており、その柱は、労働者の経営参加など、労使協調にあった。しかし1990年代に入って、手厚い労働者保護などの制度疲労が目立つようになり、重い社会保障負担から労働コストは世界一高いとまで言われるようになった。また、同モデルの下、従業員の解雇は法律によって厳しく制限され、企業に対する雇用維持への社会的要請が強かった。こうした負担を敬遠して、生産拠点の近隣諸国への移転を決めたり、検討したりする企業も目立ち始め、その結果ドイツの失業率は高止まりしていた。

EUの拡大・深化等、対外環境の変化に伴う競争の加速

1989年、旧ソ連圏だった中東欧諸国が相次いで民主主義・市場経済体制に移行した結果、ドイツは賃金水準の低い中東欧諸国との競争にさらされることとなった³。1990年の東西ドイツ再統一の際には、旧西ドイツ企業による旧東ドイツ地域への進出と雇用創出が期待されていたが、実際には東ドイツよりさらに人件費の低い中東欧に企業の製造拠点や雇用が流出し、旧東ドイツ地域の失業率が上昇する結果になった。

また、EUは徐々に拡大を続け、その加盟国の間では、経済、市場、企業に関わる制度や規制の収斂が段階的に進められていた。こうした状況の下、企業にとってみると、制度・規制が共通で不便がないのであれば、自らの立地を決める際、EU内で、よりコストの低い国が選好されるのは自然なことと言える。この点で、労働コストの高いドイツは不利であり、さらなる産業の空洞化が危惧されていた。

² ドイツの「社会的市場経済」とは、自由競争型の経済とは異なり、弱者・敗者にセイフティ・ネットを用意した枠組みの中で企業が競争するという、秩序だった体制のことである。

³ 2004年時点の中東欧のポーランド、チェコ、スロバキアの賃金・税・社会保険料を合わせた労働コストは年14,000～15,000米ドル、ドイツが35,000米ドルであり、人件費も中東欧はドイツの半分以下であった。

(3) 競争力回復・強化を支えた3要素

ドイツが1990年代後半の苦境を脱しただけでなく、競争力を一層強化し、リーマン・ショックや欧州債務危機にも耐える経済力を持つに至らせた原動力は、次の3つの要素だと言える。

第一は、いわゆる「シュレーダー改革」である。1990年代末から2000年代前半、シュレーダー首相の時代に、労働市場・社会保障・医療・税制・企業制度など、さまざまな分野にわたり、包括的な国内構造改革が行われた。

第二に、内在する強みの発揮である。ドイツが元々内在していた強み（企業の技術力・輸出競争力）が、シュレーダー改革の結果、一層引き出され、活用されるようになった。

第三に、グローバル化への対応と国際環境の活用である。EUという自由・無関税市場やその枠組み、統一通貨ユーロ自体が、ドイツの成長に資するインフラとして機能した。また、ドイツもそれを活かすべく、輸出・対内外直接投資の拡大など、グローバル展開を積極化した。

3つの要素を原動力として回復に至ったドイツ経済の好転を示す代表的な経済指標は以下の通りである。

	1997年 (シュレーダー 首相就任前年)	2005年 (シュレーダー 首相退任年)	直近年
実質経済成長率	1.9%	0.9%	2.6% (2006~13年平均) (2008~09年を除く)
財政収支 [億ユーロ]	527	741	5.2 (2013年)
財政収支 [対GDP比率]	2.8%	3.3%	0.2% (2013年)
失業率	9.7%	11.3%	5.3% (2013年)
失業者数	438万人	486万人	295万人
貿易収支 [億米ドル]	712	1,939	2,446 (2013年)
経常収支 [億米ドル]	100	1,338	2,735 (2013年)

	1997年 (シュレーダー 首相就任前年)	2005年 (シュレーダー 首相退任年)	直近年
対外直接投資 残高 [対 GDP 比率]	14%	36%	57% (2013年)
対内直接投資 残高 [対 GDP 比率]	9%	29%	43% (2013年)

(出所：ドイツ連邦政府統計局)(はマイナス又は赤字を示す)

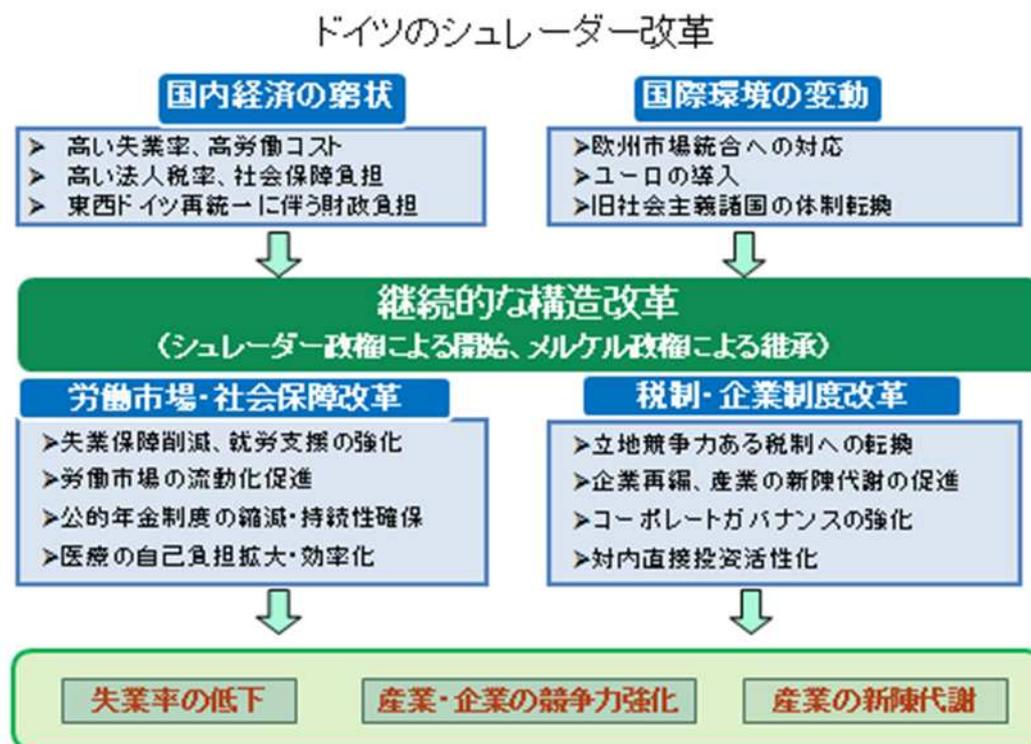
この3要素について、以降にて概観し、そこから日本への示唆を探りたい。

2. シュレーダー改革

(1) シュレーダー改革の概観

ドイツ経済が苦境を脱し復活した要因として、近年注目されているのが、シュレーダー前首相（在任期間：1998～2005年）が推進した、いわゆる「シュレーダー改革」である。シュレーダー前首相は社会民主党の出身で、1998年に首相に就任した。2002年10月、第二次シュレーダー政権の発足に際し、政権公約「アゲンダ2000」を発表した。これと前後して広範な政策分野において改革を進め、2005年に退陣するまで、集中的に国内構造改革に取り組んだ。

改革の対象は、労働市場、社会保障、医療、税制、企業制度など多岐にわたるが、いずれも、財政再建と社会保障システムの安定化、ドイツ経済・産業の競争力強化、失業率の低下、経済成長の実現という共通の目標に資する政策と言える。それぞれの分野での改革が同時並行的に、パッケージとして実行された点も特徴的である。



(委員会講師木下信行氏資料を参考に事務局作成)

(2) シュレーダー改革の個別分野の内容

以下では、シュレーダー改革の柱である、労働市場改革、社会保障制度改革、医療制度改革、税制・企業制度改革について、各々の改革の目的、経緯、成果、そして主な施策の概要を述べる。

労働市場改革

目的：

シュレーダー政権下で実施された労働市場改革の最大の目的は、当時 11%にも達していた失業率の改善にあった。そのためシュレーダー政権は、失業に対する手厚い保障から就労促進へと政策転換を図った。合わせて、人材派遣事業の規制緩和、短時間勤務など多様な労働形態の許容により、労働市場の柔軟化を進めた。

経緯：

改革の青写真を描いたのは、フォルクスワーゲン社の役員だったペーター・ハルツ氏を委員長とする「ハルツ委員会」である。このため、労働市場に関わる改革は「ハルツ改革」とも呼ばれている。委員会の 15 名の委員の内、過半数の 8 名が企業関係者だった。このハルツ委員会の報告書は 2002 年 8 月に政権に提出された。

改革を定めた法律は段階的に制定された。失業早期通知義務、労働者派遣規制緩和を定めたハルツ第 1 法と、自営業起業促進、ミニジョブ制度改善を定めたハルツ第 2 法が 2003 年 1 月に、連邦労働庁や職業安定所の能力増強や再編を定めたハルツ第 3 法が 2004 年 1 月に、失業扶助・社会扶助の統合を定めたハルツ第 4 法が 2005 年 1 月に、それぞれ成立した。他に、解雇制限の緩和を定めた労働市場改革法が 2003 年に成立した。

成果：

この結果、2005 年のピーク時に 11%を超えていた失業率は、直近の 2015 年 2 月には 4.8%まで低下した。

a. 保障の削減と就労促進

労働市場改革の主な施策として、失業の早期届出の義務化、失業保険給付日数の短縮、失業扶助と社会扶助の統合、職業紹介機能の強化がある。これらの施策によって、失業の削減や失業給付の抑制を図るとともに、早期の就業促進のために、職業紹介機能を強化した。

・失業の早期届出義務化

2003年成立のハルツ第 法により、労働者に対し、失業した場合には早期に職業安定所宛に求職を通知することが義務付けられた。この通知義務は、改革以前から労働者に課せられていたが、改革後、早期通知を徹底させるため、通知が遅れた場合に失業手当を減額するといった不利益措置が導入された。

この狙いは、職業安定所への早期通知により迅速に次の職業の紹介を行い、再就職時期を早めることによって、失業の削減と失業に伴う給付を抑制することにあった。

・失業保険給付日数短縮

2003年成立の労働市場改革法により、失業保険の給付日数が短縮された。

改革前は、保険の加入期間や年令に応じて最長 32 ヶ月、給付水準は離職前手取り所得の 60～67%の水準まで支給されていたものが、改革後、給付水準こそ据え置かれたものの、支給期間は、最長 18 ヶ月に圧縮された。

・失業扶助と社会扶助の統合

2005年成立のハルツ第 法により、失業扶助と社会扶助が統合された。

改革前には、失業手当の受給期間の終了後、離職前手取り所得の 53～57%に相当する失業扶助と呼ばれる手当が 12 ヶ月間付与されていた。

改革により、この失業扶助と生活困窮者向けに設けられていた社会扶助とが統合され、「失業手当」という枠組みが創設された。この給付水準は、2004年の制度開始時点において、月額 345 ユーロ（旧西ドイツ地域・1家族）であり、従来の失業扶助から給付水準が大幅に引き下げられた。ただし住居手当、暖房手当が別途付加され、医療や年金の保険料は補填されるため、最低限の生活が保障される水準が保たれている。また失業手当は、要件を満たせば給付期限はない。

・職業紹介機能の強化

ドイツでは歴史的に「連邦雇用庁」が失業者への職業紹介業務を独占していたが、1994年以降、民間の参入が始められていた。2004年成立のハルツ第 法により、この「連邦雇用庁」の機能強化のため、機構改革が行われた。

ハルツ改革では、失業者への職業紹介促進のため、公営職業紹介を担う「連邦雇用庁」の機構やガバナンスを改革し、名称も「連邦雇用エージェンシー」に変更し、職業紹介機能などの強化を図った⁴。また、民間業者を活かす政策に転じ、民間の人材派遣会社や職業紹介業者に助成金などの公的支援を供与した。

⁴ 地域では職業安定所と社会福祉事務所の一部を統合し「ジョブセンター」を設置。また、従来は失業者 350 人に相談員 1 人の割合だったものが 75 人に 1 人に増員された。

b. 労働市場の柔軟化

就労促進に向けた諸施策の導入と並行して、労働市場の柔軟化に向けた改革も実施された。具体的には、失業率の低下、「闇労働」の削減、新規雇用の創出を目的に、労働者派遣期間の上限撤廃、「ミニジョブ（僅少な就業）」の改善、解雇制限の緩和といった施策を導入した。

・労働者派遣期間の上限撤廃

2003年、ハルツ第 法の成立を受けて労働者派遣法が改正され、労働者派遣に関わる規制が緩和された。

1985年以前のドイツでは、労働者派遣に関わる規制が厳格であり、同一派遣先への派遣には3ヶ月間という上限が設けられていた。その後、1994年と1996年に、それぞれこの期間が延長され、2001年には24ヶ月となっていた。

ハルツ改革では、この派遣期間上限が撤廃され、これにより、人材派遣会社に雇用される就業者は、1998年の27万人から2011年には87万人まで急増した。

・「ミニジョブ（僅少な就業）」の改善

2003年成立のハルツ第 法により、企業の社会保険加入負担を軽減するパートタイム労働の一形態、「ミニジョブ（僅少な就業）」制度の改善が行われた。

改革前には、雇用者による公的医療保険・年金保険の加入逃れや、最低賃金以下で労働者を働かせる、いわゆる「闇労働」の問題があった。

社会保険料が10%で済むミニジョブの定義は、週労働時間15時間以下かつ月収325ユーロ以下と定められていたが、ハルツ改革では労働時間の要件を撤廃、月収は400ユーロまで拡大することで、「闇労働」からミニジョブへの移行を進め、その解消を目指した。

この結果、ミニジョブ従事者は2003年の約249万人から2011年には約386万人へと増加した。なおミニジョブに従事する場合、シュレーダー改革により創設された失業手当（改革前の失業扶助と社会扶助を統合したもの）の受給により、収入を補填することができる。

狙いは、企業負担が軽いミニジョブを増やすことで、雇用を増やし、失業率を低下させることにあった。

・解雇制限の緩和（解雇制限適用除外対象となる事業所を拡大）

2003年成立の労働市場改革法により、解雇制限適用除外対象となる事業所が拡大された。

ドイツでは、戦後一貫した「社会的市場経済」の原則の下、一定規模以上の企業において、従業員を解雇できる条件はかなり限定されていた。従来は従業員 5 名以下の企業が、この解雇制限の適用対象外だったが、ハルツ改革により、従業員 10 名以下の企業までを対象外と改め、規制が緩和された。

これ以前には、従業員 5 名以下の企業において、業務拡大により人員増加が必要になった場合でも、自社が解雇制限法適用対象となることを回避するために、新規採用をせず、既存従業員の超過労働に頼る傾向があった。これを緩和することで、新規雇用の創出を狙ったものである。

社会保障制度改革

目的：

シュレーダー改革における社会保障制度改革の主目的は、賃金の 4 割に達していた年金、医療などの社会保険料を抑制し、企業負担を軽減することによって産業競争力の回復を図ること、また、少子高齢化の進展に対応するため、年金財政の長期的な安定を図ることにあつた。社会保険料は賃金に定率で賦課され、実質的に労働コスト増大の原因となるため、賃金付随コストと呼ばれる。当時のドイツでは、こうした高い労働コストが失業率を高止まりさせ、また、立地競争力の喪失につながると危惧されていた。

経緯：

年金給付水準の引き下げを定めた年金改革法の成立（2001 年）、年金財政の改善のため設置されたリュルプ教授を長とするリュルプ委員会の報告書の発表（2003 年）、年金の持続可能性要素（被保険者と年金受給者の割合の変化率）導入を定めた公的年金保険持続法の成立（2004 年）などにより、社会保障改革が進展した。

主な施策：

社会保障制度改革の柱の一つである年金改革のため、年金給付水準の圧縮、積立方式の私的年金の導入、年金財源の多角化、リースター年金による年金額の現役賃金スライド度合いの抑制等の施策が導入され、給付の抑制に寄与することとなった。

シュレーダー政権の後を継いだメルケル政権では、その後の環境変化に対応し、給付を抑制するために、「持続的要素」による賃金スライド調整が導入された。

・年金給付水準の圧縮

2001 年の年金改革法において、賦課方式の公的年金の給付水準を、現役

時代の収入の 67%（従来は 70%）に引き下げる改革が断行された。

・積立方式の私的年金の導入

2001 年に、賦課方式の公的年金の給付水準引き下げ分を埋めるものとして、積立方式の企業年金・個人年金（リースター年金）が新たに導入された。

リースター年金は任意加入だが、政府によるマッチング拠出に加え、拠出時・給付時に税制上の優遇措置が講じられ、私的年金ではあるが年金体系の一部を成すと位置づけられた。

・年金財源の多角化（ガソリン税など環境型税制を活用）

2001 年、シュレーダー政権は、自動車ではなく公共交通機関の利用を促すために、ガソリン税・灯油税などを増税した。その税収を年金財源に充てることで財源を多角化し、同時に社会保険料率を 20%から 19.1%に引き下げた。

しかしその後、ガソリン価格が高騰したため国民の不満が高まり、以降に予定されていた段階的なガソリン税率引き上げは見送られた。

・リースター年金による年金額の現役賃金スライド度合いの抑制

賃金スライドとは、現役世代の賃金水準の上下に応じ、年金支給額を上下させる仕組みである。積立方式年金（リースター年金）は任意加入であるが、年金計算上は全員が上限額まで積み立てると見なし、その保険料を現役の賃金から年金計算上は差し引くこととした。現役世代の賃金が年金計算上は減る（または伸び率が抑制される）ため、スライドする年金支給額が抑制されることになった。

・メルケル政権での「持続的要素」による年金給付抑制

シュレーダー政権の年金改革後、平均寿命の予想以上の伸びから年金支給額が増えたことや、経済成長が予想を下回った結果、保険料収入が増えず、再び改革が必要になった。

そこで、2005 年に就任したメルケル政権は、長期的な年金財政の安定を目指すために「持続的要素」を導入した。これは、年金受給者と年金保険料支払い者の比率の変化に応じて、賃金スライドを調整し、年金支給額を増減させる仕組みである。少子高齢化が進むと年金受給者の比率が高まるため、賃金スライド幅が抑制され、それによって年金額の増加は抑制されることになった。

医療制度改革

目的：

医療改革の主目的は、少子化・高齢化が進展する中、拡大傾向にあった医療コストの上昇を抑制することにあった。

経緯：

2003年に成立した医療保険近代化法により、患者自己負担の引き上げ、公的医療保険の給付対象見直し、診療報酬制度改革によるコスト削減などが行われた。

成果：

これらの改革により医療費の対 GDP 比の上昇が抑制された。1992 年を 100 とする指標でみると、ドイツの対 GDP 医療費は、シュレーダー改革を始めた 2000 年から 2008 年頃までの間は 110 程度、つまり対 GDP 比率では 1 割程度の上昇にとどまっている⁵。

主な施策：

医療制度改革の主な施策としては、被保険者・患者自己負担の拡大、公的医療保険の給付対象見直し、医療保険者間の競争促進、医療の効率化とサービスの質・量のコントロールを行い、医療の効率化、医療費の削減等が挙げられる。

a. 被保険者・患者自己負担の拡大

・外来診療等に自己負担を導入

改革前のドイツでは外来診療に対する自己負担はなかった。シュレーダー改革により、同一疾病につき四半期に 10 ユーロの診察料が導入された。また、処方薬一回につき個人の収入に応じて 5～10 ユーロを、入院に際しては一日当たり 10 ユーロが患者に課されることになった。

・労使折半の保険料のうち、従業員負担分を増加

シュレーダー改革により、従業員と雇用主が分担する医療保険料のうち、従来の従業員負担分に賃金の 0.9% 相当が上乗せされることとなった。

b. 公的医療保険の給付対象見直し

保険適用範囲の見直しにより、通院にあたっての交通費、市販医薬品、眼

⁵ 委員会講師ルードヴィヒ・カンツラー氏が OECD 統計を元に作成した資料による。

鏡・コンタクトレンズ、出生や死亡時の給付金など一部の付保対象が除外された。出生時給付金は国からの支給に切り替わった。

c. 医療保険者間の競争促進

・保険者間の価格競争を促進、保険者を統合・削減

シュレーダー政権に先立つ 1993 年、医療保障構造法により、政府は医療保険者間に競争原理を導入した。まず、被保険者による保険加入の選択を自由化した。また保険者が、被保険者の年齢・性別に応じ、個々人のリスクに応じた保険料が設定できるように制度を改め、価格競争を促した。

こうした競争、運用実績を踏まえて、政府介入によって医療保険のリスク格付けや保険料の調整を行い、ある程度共通のリスク格付けと保険料設定を行って、その上で、保険者側がそれぞれ被保険者向けにインセンティブを設けるよう、競争を促した。

保険者の競争促進政策は、シュレーダー政権や、次のメルケル政権でも継続されてきた。この結果、公的医療保険の合併が進み、その数は、1992 年の 1,223 から 2013 年には 134 と 10 分の 1 に減少し、競争力のある保険者が生き残った⁶。

d. 医療の効率化とサービスの質・量のコントロール

・保険者の役割の高度化とコスト削減

ドイツにおける保険者の性質は、医療改革の進展に伴い、保険料を支払う資金提供者から、保険供給者のネットワークへ、そして、より良い医療を提供するためのパートナーへと変化している。この保険者が、患者・医師等との協力、対話を通じて「不要な医療・サービス」を圧縮する役割を果たすことで、医薬品処方、病院サービス、医薬品外サービス、病院経営などあらゆる側面でコストの削減（被保険者一人あたり 50 ユーロとの試算）が進んでいる。

保険者は、被保険者の症状や状態に応じて、一般医、専門医、病院など、どの医療サービスを利用すべきか助言するなど、個人が適正な医療を受けるための案内役として機能している。

・診療報酬制度改革（診断群別包括払い方式化）によるコスト削減

2003 年以降、診療報酬制度が段階的に診断群別包括払い方式（DRG 方式：Diagnosis Related Group）に切り替えられた。これは、個々の診察や検査の単価を単純に積み上げていく形での出来高払いではなく、傷病と診療行為を分類し、包括的に診療報酬を定額で支払う方式である。これにより、

⁶ 委員会講師ルードヴィヒ・カンツラー氏がドイツ連邦保健省統計を元に作成した資料より。

病院による支払いコストのばらつきを是正し、過剰医療やコストの削減を図ることができた。

・ターミナルケア（終末期医療）体制の見直し

終末期患者を施設に入所させるのではなく、安価な在宅ケアに切り替え、ボランティアを募り、患者のケアを担ってもらう方式が導入された。政府は従来の医療保険とは別に、少額（一人年額 0.4 ユーロ）の保険料を国民から徴収し、それをボランティアの発掘・研修や、在宅ホスピスステーションの運営費に充てた。

税制・企業制度改革

目的：

ドイツの税制・企業制度改革の目的は、企業立地を巡る EU 内での競争の激化に対応し、立地競争力を強化すること、国内産業の新陳代謝を促進することにあった。

経緯：

EU 統合の深化に伴い、EU 内での企業活動を支える基礎的な制度が収斂してくると、企業にとって、自らの拠点を置く先の選択肢が増える。そうした中で、法人税率がより低い国が選好されるなど、企業立地を巡る競争が激化する。ドイツの場合は、法的整理の制度が柔軟であるなど企業活動がしやすい英国との立地競争に直面していた。

このような背景の下、1995 年成立の組織再編税法、2000 年成立の税制改革法などにより、立地競争力の向上や、産業の新陳代謝促進による国際競争力強化を狙い、税制や企業制度の改革が行われた。

成果：

改革の結果、ドイツ産業界の特徴だった金融機関による株式保有が減少し、企業再編が進展したことによって、ドイツの産業競争力が向上、対内投資も拡大した。開・廃業率や法的整理の件数も、経済規模の上ではドイツより大きい日本以上の水準で推移しており、産業の新陳代謝が進んでいることが分かる⁷。

主な施策：

税制・企業制度改革の主な施策として、法人税率・所得税率の引き下げによる税制面での立地競争力の強化に加えて、企業の株式譲渡益課税の廃止、

⁷ 日独を比較した開業率・廃業率や法的整理の件数は 55 ページの表を参照。

株対価M & Aの株譲渡益の非課税化、法改正による企業再建型の法的整理や事業再生の促進といった企業再編の促進が挙げられる。シュレーダー政権は、こうした制度整備を通じ、企業再編や成長産業振興につながりやすい環境を整備した。また、コーポレート・ガバナンス改革にも取り組んだ。

a. 立地競争力ある税制への転換

・ 法人税率の引き下げ

2000年成立の税制改革法により、ドイツの法人実効税率は1999年時点の51.8%から、2001年に38.6%まで低下した⁸。

当時、ドイツ企業には、法人税、市町村税である営業税、旧東ドイツ地域向け財政支援のための連帯付加税が課されていたが、同法によって、法人税率が40%から25%へ一気に引き下げられた。

・ 所得税率の引き下げ

2000年成立の税制改革法により、所得税の最高税率が、1998年の53%から2005年の45%まで引き下げられた。

従来、ドイツの小規模な個人企業は、法人税の対象とならず所得税を払ってきたが、本改革によって、法的地位は個人企業としたままで法人課税を受けるという選択権が与えられた。これは、法人税率引き下げのメリットを、小規模企業にも広げることが目的とした施策である。同時に、法人税の申告手続きの複雑さなどから、引き続き所得税課税を選択したい個人企業向けには、営業税額を所得税から減額できる措置が講じられた。これによって、課税方式を問わず、個人企業にも法人税率引き下げと同等の恩恵が及ぶこととなった。

b. 企業再編促進、成長産業の振興

ドイツでは日本よりも企業の法的整理の件数が多い。その背景には、株式譲渡益課税などの税制や法制度など、企業に関わる制度や慣行の違いがある⁹。ドイツは企業再編を促進する方向に制度改正を進めてきた。

・ 企業の株式譲渡益課税の廃止

2000年成立の税制改革法により、法人に限り、株式売却益を非課税扱い

⁸ ドイツ企業の実効税率51.8%は、当時のイタリア(41.3%)、フランス(40%)、オランダ(35%)、英国(30%)などに比べて高かった。

⁹ 日本では、企業業績が相当悪化するまで無理して事業を継続することがあるが、ドイツでは債務超過のまま法的整理を申し立てずに経営を継続した場合、その経営者は民事・刑事の責任を問われる厳しい制度になっている。法的整理の件数を、経済規模の差を考慮して日独を比較すると、ドイツでは日本の3倍程の法的整理が行われている計算になる。

とする措置が実施された。

ドイツでは 1998 年時点までは、銀行や生命保険会社による事業会社の株式保有が多かった¹⁰。株式売却益への税率が当時の 50% 以上の実効税率から非課税に変わった結果、10 年後の 2010 年までに金融機関は保有株の売却を進め、株式保有が減少し、代わりに事業会社や外国法人による保有が増えてきた。また企業同士による水平的な株式持ち合いが減少し、事業会社が事業会社の株を保有する垂直的な株主構成も見られるようになるなど、産業再編が進展した。

・ 株対価 M & A の株譲渡益を非課税化

1995 年成立の組織再編税法により、被合併会社の株主が、合併会社の株式で対価を受け取る場合には、課税が繰り延べられることになった。

これによりドイツでは、株式を対価とする企業買収が行いやすくなり、独自の商品や技術力を持つ小規模企業が、大企業の傘下に入ってシナジー効果を発揮し、競争力を強化できるような企業再編がしやすい環境になった¹¹。

・ 法改正により企業再建型の法的整理や事業再生を促進

2011 年成立の改正倒産法において、債権者の要望に沿った管財人を選任できる、再建計画の中でデット・エクイティ・スワップ等の株主権の変更を認める、早期に法的整理を申請するとほぼ自動的に 3 ヶ月の支払い停止が許容される手続きを設ける、といった制度改正が行われた。

この結果、ドイツでは法的整理の中身が企業再建型にシフトし、経営が傾いた企業を健全な企業が買収することで、信用力の回復や資本の追加により、事業が盛り返すことにつながっている。

c. コーポレート・ガバナンス改革

・ 株主による情報アクセス重視方針に転換

1998 年成立の「企業分野における監督と透明性の確保のための法律」により、企業経営の透明性向上や監督機能の強化が図られると共に、国際会計基準の導入が容認された。この背景には 1990 年代に発生した複数の企業破綻の結果、監査役会の実効性に疑問が生じたことがある。

¹⁰ 税制改革以前は、株式を売却すれば 50% 以上の実効税率により課税されてしまうため、金融機関による事業会社の株式保有が長く続いていた。

¹¹ 小規模企業が開業後、事業を拡大するため大手企業の傘下に入る場合、小規模企業の創業者が自社の持ち株を大手企業に売却し、大手企業が対価として自社株を譲渡する場合がある。この場合、日本では、創業者が帳簿上多額の持ち株売却益を計上せねばならず、大手企業への売却を躊躇しがちである。ドイツでは、この場合一種の合併と見なされ、創業者は株譲渡益に課税されず、課税は繰り延べされる。税務上の扱いが企業再編のしやすさに及ぼす影響は大きい。

2002年には、政府主導により「ドイツ・コーポレート・ガバナンス基準」が定められた。主な内容は、株主・投資家の権利の保護・拡充、経営情報開示の範囲並びに手段の拡大（企業経営の透明性の向上）、監査役会の機能の拡充並びに明確化、監査役と決算監査人の独立性確保の各点である。外国人投資家からの「ドイツの企業経営はわかりにくい」とする批判に応え、説明責任を果たすために策定された。

（3）シュレーダー改革に対する評価

これらの改革の成果は、シュレーダー首相の在任中ではなく、それ以降に現れてきた。ここでは、シュレーダー改革の評価について、労働参加の促進と失業率低下、単位当たりの労働コスト抑制による競争力向上、社会保障負担率の低下、産業の新陳代謝の促進といったプラスの影響と非正規・低賃金労働者の増加、所得格差の拡大といった影響について指摘するとともに、シュレーダー改革「成功」の要因を探る。

改革の影響

a. 労働参加の促進と失業率低下：

労働市場改革により、失業率はピーク時の2005年の11.3%から、2015年2月には4.8%まで低下した。地域によっては完全雇用、人手不足の状態になっている。

失業への手厚い保障から就労促進策への転換、労働規制緩和といった直接的な施策の効果と共に、社会保険料などの企業負担軽減、法人税率引き下げ、企業のグローバル展開の積極化などに伴う競争力強化と経済成長が好循環を生み出し、失業率低下という成果を導いたと言える。

b. 単位当たり労働コスト抑制による競争力向上：

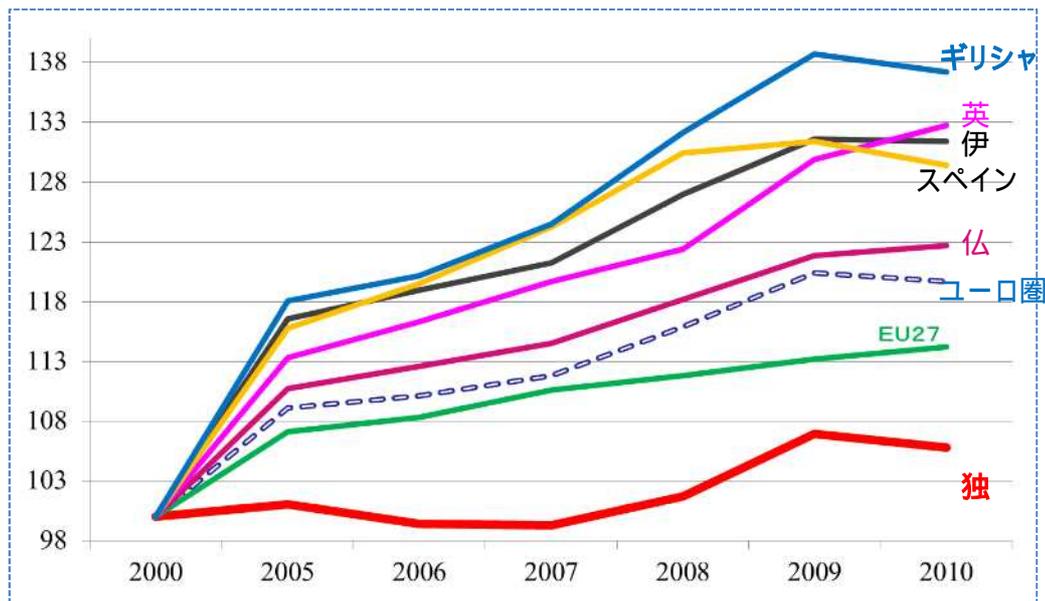
シュレーダー改革により、ドイツは単位労働コスト（生産1単位当たりの労働コスト¹²）の上昇を抑制した。下図の通り、2000年を100として、2010年までの単位労働コストの推移を比べると、欧州主要国の中で、ドイツだけがこの伸びを厳しく抑制してきたことが分かる。これは、2003年から2005年にかけて、労働市場改革を定めた複数のハルツ法が成立・施行された結果であり、このことがドイツの国際競争力の向上につながった。

また、2000年から2012年にかけての賃金と生産性の増加率を、ドイツ、フランス、イタリア、スペインの4か国で比較すると、ドイツ以外の3ヶ国では、生産性の増加率が賃金増加率が一貫して上回っており、2012年時点で、その幅は31～36ポイントに達している。これに対し、ドイツは2008

¹² 単位労働コストは、名目雇用者所得を、実質国内総生産で割って算出する。

年まで生産性増加率と賃金増加率がほぼ同一、それ以降は賃金増加率の方が上回っているものの、2012年時点で10.5ポイントにとどまっている¹³。こうした違いが、欧州におけるドイツの国際競争力を相対的に高める要因となった。

主なユーロ圏加盟国の単位労働コストの推移
(ドイツの単位労働コストの伸び率はユーロ圏で下位)



(2000年の単位労働コストを100とする)

(出所：欧州連合統計局)

(委員会講師熊谷徹氏作成)

c. 社会保障負担率の低下：

ドイツ全体の社会保障負担率（年金保険料、健康保険料など社会保障のための拠出金などの合計）は、2000年～2010年の10年間で、24.8%から21.9%まで2.9%減少した。

同一期間に、他の先進国の動向を見ると、日本は13.5%から16.3%へ（+2.8%）、フランスは23.6%から24.8%へ（+1.2%）、英国は10.1%から10.8%（+0.7%）へとそれぞれ増加している¹⁴。

d. 産業の新陳代謝促進：

シュレーダー首相の労働市場改革、企業制度改革によって企業再編が容易になった。そのため、事業再編、M&Aや転廃業が進み、競争力のある強い企業が生き残り、弱い企業が退出するという産業の新陳代謝が促進された。

こうした動きに伴い、勤務先が消滅するか、自らのスキルが活かせる仕

¹³ ドイツ、フランス、スペインの賃金と生産性の増加率推移は52ページグラフを参照。

¹⁴ ドイツ、フランス、英国、日本の社会保障負担率の推移は53～54ページ図表を参照。

事がなくなれば、労働者は他の勤務先、中でも雇用吸収力のある成長産業への移動が促進されるため、これらの改革は結果的に労働力の移動や最適配分を促す効果をも生んだ。

また、税制・企業制度の改革により、金融機関によるドイツ企業の株式保有の減少、コーポレート・ガバナンス改革などが進んだ結果、外国企業によるドイツ企業への出資、買収、提携などの協力強化が促進された。これらの改革はドイツ向け対内投資の拡大にも寄与した。

e. 非正規、低賃金労働者の増加：

シュレーダー改革により、ドイツの就業者数は増加し、失業率は低下したが、創出された雇用の大半は非正規雇用であった。2003年から2011年まで、雇用全体は9%伸びたが、正社員数は4%、非正規労働者数は29%の増加である。非正規雇用の中でも、社会保険料を免除されるミニジョブなど低賃金の労働者数が37%伸びた。低賃金労働者の増加は、ドイツの単位労働コストの低下と表裏の関係と言える。

f. 所得格差の拡大：

シュレーダー改革の結果、低賃金部門で働く労働者の比率は、欧州主要国の中でドイツが最も高くなった。賃金中間値の3分の2よりも低い賃金（ドイツでは時給9.54ユーロ未満）で働く低賃金労働者は、ドイツが全体の24.1%、英国が19%、フランスが12.5%、イタリアが12%である。低賃金で働く労働者の割合を増やして、ドイツ全体の労働コスト引き下げに成功したとも言える。

この結果、所得格差は拡大し、貧富の格差の指標であるジニ係数は、シュレーダー首相在任中の7年間に0.2591から0.2968まで15%上昇（格差が拡大）した。

シュレーダー改革「成功」の要因

a. パッケージ化された包括的構造改革：

さまざまな改革を同時並行的に、パッケージとして実行したため、政策的な相乗効果が発揮された。例えば法人税率引き下げという施策だけでも、企業競争力の一定の強化につながるが、シュレーダー改革においては、年金や医療保険料負担の軽減、産業の新陳代謝を促進するような企業制度や税制の改革など、包括的な改革を同時並行で実施することで、競争力強化を加速させたと言える。

同時並行的な改革の象徴的な成功例は、法人が保有する株式の売却益を非課税化した結果、従来、金融機関が保有してきた企業株式の売却が進み、代わりに事業法人や外国人の株主が増加して、企業再編が促進されたことである。

b. 首相の政権基盤・リーダーシップ :

改革を前進させた政治的背景として、労働者を支持基盤に持つ社会民主党出身の首相が、労働者の既得権に切り込む改革を断行したこと、野党との政策的な対立が不在であったことが挙げられる。

シュレーダー首相は左派の社会民主党の政治家としては、異色の経歴を持ち、企業や財界に対する理解があった。州議会や連邦議会議員などを経て、ニーダーザクセン州の州首相に就任後、同州に本社を持つ自動車大手フォルクスワーゲン社の監査役を8年間兼務したこともあり、企業経営を知悉した政治家だったと言える。

1990年代、ドイツが苦境にあった時期に、当時与党である右派のキリスト教民主同盟や自由民主党が構造改革法案を議会に提出したが、社会民主党や緑の党といった野党の反対によりし、成立しなかった経緯がある。ところが、1998年に社会民主党出身のシュレーダー氏が首相に就任し、自ら改革を推進する側に回った際には、野党となった右派政党は反対する立場になく、シュレーダー改革を支持する立場に回った。このことが改革を実現させたのである。

シュレーダー政権後のドイツ

改革の進展に伴い、低賃金労働者の増加、所得格差の拡大、社会保障の削減が顕在化するに伴い、首相の支持率は低下していった。その後2005年の議会選挙にて社会民主党は敗北し、シュレーダー首相は辞任するに至った。

シュレーダー改革の成果の多くは、次のメルケル政権発足後に顕在化した。例えば失業率は、シュレーダー首相が辞任した2005年時点では11%以上とまだ高かったが、その後は年々低下し、2012年以降は5%台を保っている。

メルケル政権は、政権交代を期に前政権の政策を白紙にすることなく、基本的にシュレーダー改革の路線を継承した。ただし、一部の改革については以降の状況変化を受けて、若干の見直しが始まっている。

例えばハルツ労働改革において撤廃した人材派遣期間については、18ヶ月という上限を再設定する方針を、2014年にドイツの労働・社会省が公表した。これは現メルケル連立政権発足時(2013年12月)の連立協定に明記された見直しである。

3. 内在する強みの発揮

ドイツは、シュレーダー改革以前から、技術力や競争力に富む製造業の伝統、独立志向を持ち輸出に積極的な中小企業の集積、産学官の有機的連携による研究開発体制、職業訓練など技能・理論両面にわたる人材育成システムといった、独自の強みを確立していた。こうしたドイツが従来から保持していた強みは、シュレーダー改革と、EU/ユーロ圏を活用したグローバル化という他の2つの新しい要素と相まって、ドイツ経済を苦境から脱出させ、安定的な経済成長を達成する上での基盤的な力となった。

中でも注目すべきは、産学官連携による研究開発体制である。ドイツでは、複数の公的研究機関が、基礎研究、応用研究など機能を分担しており、全国に幅広く展開している。これら研究機関と地元の大学、企業との密接な協力体制が、ドイツ企業の技術力や革新性を支える基盤として機能していることを見て取ることができた¹⁵。

以下ではドイツに内在している強みについて整理する。

(1) 技術力ある製造業基盤

ドイツの製造業の底力

ドイツの製造業はGDPの22%を占めており(2013年)、他の主要先進国に比べて比率が高い¹⁶。製造業就業者は全体の17.3%(2011年)である(日本16.6%)。ドイツの4大製造業は、自動車、機械、電機電子、化学であり、国として製造業を重視する伝統がある。

ドイツ製造業の強みの源泉は、イノベーションと研究開発力、顧客に近い拠点からの迅速なサービス提供、高い品質、製造拠点の分散と販売先の多角化、と言われる。本会は、過去に実施したドイツ訪問調査において、同様の知見を得た¹⁷。特に中小製造企業は、製品分野、技術、市場を絞り込み、一点集中あるいはごく少数の分野で事業を行う場合が多い。ある分野に特化した方がグローバル展開しやすく、世界中に市場を拡大して販売量を確保することで、「規模の経済」と「(販売先の地理的分散という)範囲の経済」の恩恵が受けられる。また、製品分野の絞り込みにより研究開発力・技術力を磨き、コスト効率を高めることができる。

¹⁵ 2014年2月27日 本会提言書「民間主導型イノベーションを加速させるための23の方策」
<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2013/140227a.html>

¹⁶ 主要先進国の製造業の対GDP比は、日18%、米13%、英10%、仏11%、伊15%、韓国31%で、日独は相対的に製造業比率が高い点が共通している。(2013年、世界銀行)

¹⁷ 2012年11月16日 本会2012年度ドイツ・ミッション報告書
<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2012/121116b.html>

また、ドイツの製造業は、製品開発のみならずサービスにも注力する。カスタマー・サービスや部品交換などのアフターサービスを充実させ、市場や顧客の特別なニーズに応じて製品をデザインするテーラーメイドによって、顧客のロイヤリティを高め、利益率を高めている。

その一方でドイツの製造業は、高い品質を誇るが、製品の品質に至上価値を置くことはなく、経営戦略の具体化こそが「モノづくり」の本質と見ている。市場ニーズの把握、顧客離反の防止、ドイツ国内での高い製品製造コストの吸収といった、より高次の課題に総合的に対応できるような、経営全体の仕組みづくりを重視する。商品力やブランド力は高いが、それに安住しない経営を意識している。

こうした方向性に基づく、高付加価値化を志向する企業風土がある一方で、新興国市場の開拓にも戦略的に取り組んできている。

(2) 国際競争力ある中小企業

ドイツ中小企業の特徴

ドイツの中小企業数は370万社で全企業数の98%を占める。中小企業の雇用者数は1,571万人で全体の59%、中小企業の売り上げは全体の36%を占めている。

輸出を行う企業36万社のうち35万社(98%)が中小企業である。したがって中小企業全体のうち9.5%が輸出を行う¹⁸。輸出金額のシェアは大企業の方が高いが、それでもなおドイツ中小企業が全輸出に占める比率は約19%もある。

これら中小企業の中には、輸出・海外展開志向も高く、特定分野で世界有数の競争力を持つ「隠れたチャンピオン」企業が多い。また同族企業・同族経営も多く、自立・独立・地元志向が強く、長期的なスタンスでの経営を行い、顧客との安定的な関係を築き、従業員を長期雇用し、地域に根差す経営方針を採る例が多い。総資産利益率は日本の中小企業の3倍と高い。

a. 「隠れたチャンピオン」企業

ドイツの中小企業には、企業名は知られていないが、特定の製品・基幹部品・サービスなどニッチ分野に特化して事業展開し、製品・サービスの技術力・競争力を磨き、市場シェアが世界上位3位以内に入るような企業があり、これを「隠れたチャンピオン」企業と呼ぶ。

こうした企業は、商社や流通業者など仲介業者に海外事業を委ねず、国内と同様、外国に支店等を設けて外国の顧客や市場と直接取引を行っている。直接取引の方が、技術に優れた自社製品の長所を明確に伝え、製品使

¹⁸ 日本の中小企業で輸出を行うのは全体の2.8% (2012年版中小企業白書)

用時のアドバイスや、保守・メンテナンスも適切に行うことができるからである。これにより外国顧客と親密な関係を築くことは、他社にとっての参入障壁を構築することになり、非価格競争力を得ることにもつながっている。

b. 同族企業、家族所有・経営企業

ドイツでは創業者の同族が株式を保有する非上場会社が 95%を占めており、そのうち 85%の企業では創業者一族が経営も行っており、決断が早く、顧客の要望に柔軟に対処できると言われている。トップセールスに機動的に出向き、顧客の信頼感を得て、ビジネス展開を行っている。また非上場企業ゆえに、長期的視点で経営を行うことができる。中小企業は、高コストであるドイツ国内に生産拠点を残す例が多いが、長期的視点で開発した製品・サービスの高付加価値化・高価格化により、高コスト下でも生き残れる事業を構築している。

同族企業の場合、経営苦境期にも解雇はせず、労使交渉を通じた賃下げによって苦境を乗り切ることも出来る。組合の力が強い大企業では不可能な対応であり、ノウハウや忠誠心のある人材を維持することができる点で意義が大きい。

また、大企業系列取引の下でのマス市場向けビジネス(安値大量生産型)から脱却し、ニッチ市場を創造し、ブランド価値を維持して、高い利益率を確保している例が多い。

c. 地域に根差す中小企業

ドイツでは、地域に根差した中小企業が多く、地元に着して長年にわたって地元人材を受け入れ、活用してきたため、地域の中での信頼感が高い。ノウハウや忠誠心のある人材の維持を通じ、スキルやノウハウを同一企業内で保持することが容易になり、企業の存続が図りやすい。

連邦制をとるドイツは、日本のような一極集中の国土構造ではないため、それぞれの地方に優良中小企業が立地し、産業クラスターが発展している。また、地域ごとに、地元の大学や公的研究機関との間で産学官連携による研究開発を行い、技術力や競争力の向上に努めると共に、出身地に住み続けたい優秀な人材を地元で採用することにつながっている。

(3) 研究開発における産学官連携体制

ドイツにおける研究開発体制

ドイツは、大学、公的研究機関、企業の三者が連携し、産学官が一体の研究開発体制を持つ。産学官全体で「大学の知見」を産業界と共有し、実業に活かす文化が徹底している。

ドイツには特色ある公的研究機関が複数あり、機能を分担している。「フラウンホーファー研究機構 (FhG)」は、欧州最大の応用研究機関と呼ばれ、産学官連携のハブの役割を果たしている。ほかに、基礎研究機関の「マックス・プランク協会」、先端技術や大型施設の提供を行う「ヘルムホルツ協会」、応用を意識した基礎研究を行っている「ライプニッツ学術連合」、技術移転・仲介機関の「シュタインバイス財団」などがある¹⁹。

フラウンホーファー研究機構は、ドイツ各地に 66 か所の研究施設を持ち、地元の中小企業と連携する。人員は約 2 万 2 千名、研究予算は約 19 億ユーロ (2013 年) である。研究予算の 3 割強が企業からの研究委託資金、3 割が公的機関との契約に基づく研究プロジェクト向け公的資金、3 割がドイツの連邦・州政府からの公的基盤助成金である。

マックス・プランク協会は、全国 83 か所の研究施設を持つ世界トップクラスの基礎研究機関であり、ノーベル賞受賞者を輩出している。人員は約 1 万 7 千名、研究予算は約 15 億ユーロ (2013 年) であり、そのおよそ 8 割を連邦・州政府が拠出する。ヘルムホルツ協会は、全国 18 か所の研究施設を持ち、人員は約 3 万 5 千名、研究予算は約 38 億ユーロ (2013 年) であり、連邦・州政府がその 7 割近くを提供する。ライプニッツ学術連合は、全国 89 か所の研究施設を持ち、人員は約 1 万 7 千名、研究予算は約 14 億ユーロ (2012 年) であり、連邦・州政府がその 8 割近くを提供する。シュタインバイス財団は、シュツットガルトが本部で、約 3,500 名の契約専門家が全国の企業を訪ね、企業が持つ技術の転売を仲介、支援する非営利財団である。政府の助成はない。

産学官の連携体制

これら研究機関はそれぞれ、民間企業との連携に積極的に取り組んでおり、資金スキームの面からも、官民連携が起こりやすい仕掛けが設けられている。例えば、フラウンホーファー研究機構の政府助成金は、民間企業からの研究委託資金規模に連動して拠出されるため、研究機関側に、民間と積極的に交流し、より多くの資金を獲得するためのインセンティブが働く。

各地域にこうした公的研究開発機関と企業から成るクラスターが形成されており、地元の中小企業の技術力向上にも寄与している。規模の小さい中小企業は、独自の研究開発機能を持つことが出来ないため、このような研究機関との各地域での連携が、技術基盤として重要な役割を担っているのである。

特に「フラウンホーファー研究機構」は、ニッチ市場に強い中小企業を育てるとの方針が明確であり、中小企業と大学・他の研究機関との間の橋渡し機能を果たしている。また、政府は、中小企業イノベーションプログラム (Das

¹⁹ 日本の類似する研究機関には、産業技術総合研究所 (職員約 3 千名、経済産業省所管)、科学技術振興機構 (職員約 1 千 5 百名、文部科学省所管)、理化学研究所 (職員約 3 千名、文部科学省所管) などがある。

Zentrale Innovationsprogramm Mittelstand=ZIM)等を通じ、中小企業による研究開発を財政的に支援している²⁰。

(4) 人材育成・活用

ドイツの人材育成システム：デュアルシステム

ドイツはデュアルシステムと呼ばれる職業訓練制度により、製造業・サービス業での高スキル労働者を確保している。

これは1969年制定の職業訓練法に基づく制度で、基礎教育が終了する10代半ばから、職業訓練学校での理論教育や技能学習を週1～2日、生産ラインなど現場での実習のような企業での職業訓練を週3～4日、並行して行う公共職業教育である。

同制度の目的は職業資格の取得促進にある。対象職種は約350あり、2～3年の訓練修了後、それぞれの職業資格を得ることが出来る。訓練生は資格を得て正式な就職口を探す。訓練先企業にそのまま就職することもある。

ドイツの大学進学率は42%(2012年)とOECD平均より低い²¹。大学に進まない学生の半数以上が、デュアルシステムを含め、何らかの職業訓練を受けている。地域への愛着が相まって、地元で職業訓練を受け、地元の中小企業に勤める若者も多い。中小企業にとり、高スキル労働者を確保できる仕組みとして役立っている。

マイスター制度による職業専門家の地位保障

ドイツは1953年に、中世以来の徒弟制度に基づくマイスター(親方・名人の意味)制度を法制化し、国家資格に格上げした。同制度は、高度技術・技能者の事業・雇用・所得の安定化を図り、伝統的な人材育成を担う産業指導者の地位を保障する意義を持つ。

マイスター資格取得のためには、州単位で設立されている手工業会議所が実施する職業訓練修了試験への合格と、実務従事経験とが条件となっている。現在、41の職種²²では手工業マイスター資格の取得が開業の条件である。また、生産ラインの管理監督者や指導員の経験者向けの工業マイスターの制度

²⁰ ZIMは中小企業が独自に、または他企業や公的研究機関と共同して研究開発プロジェクトに取り組む際、資金助成を行う。機械、IT、金属産業が多く、成功率70%との評価を得ている。

²¹ 主要国の大学進学率は、豪州96%、スウェーデン78%、米国74%、韓国71%、OECD平均62%、日本51%、スイス44%、ドイツ42%、メキシコ33%(OECD統計2012年)。

²² マイスター資格が開業に必要な業種は、建設(大工、屋根葺きなど)、電気・金属(機械工・組立・配線など)、食品、保健(眼鏡技師・歯科技師など)、ガラス・陶磁器(ガラス細工など)などである。

もある。

同制度は、技能者や専門家に敬意を払い、技能や専門性の育成や継承を重視してきたドイツらしい仕組みである。EUの拡大と労働移動の自由化に伴う技術の流出や、国内製造業の空洞化圧力への備えとして、高度な専門性を持つ技術・技能者を維持する狙いがある。

他方、この資格を特定職業分野での就業条件とする結果、新規参入が阻害されるという側面もあるため、専門分野での人材不足や、グローバル企業の柔軟な事業拠点展開の支障にもなりかねないとの指摘もある。これを受けて2003年に、シュレーダー改革の一環として、マイスター制度を規定する手工業法が改正・緩和され、開業に際してのマイスター資格習得義務が全94業種のうち53業種において免除され、義務付けは41業種に削減された。

外国人人材・移民の活用

ドイツでは人口の9%に相当する737万人が外国出身であり、親が移民出身という背景を持つ人口に至っては20%に達している。ドイツも日本同様に人口減少・高齢化に直面しているが、移民労働力の活用によって、その影響が緩和されている。

a. ドイツの移民政策の経緯²³

ドイツ(当時西ドイツ)は、1950~70年代、労働力不足を補うために、イタリア、トルコ、旧ユーゴスラヴィアなどから移民労働者を受け入れた。また、1980年代後半から1990年代前半にかけて、社会主義体制が崩壊した時期には、第二次世界大戦以前にドイツ領だった地域の住民のうち、希望者にドイツ国籍を付与したため、これらの周辺国からドイツへの移住が一層増えた。2000年代には、EU域内の人の移動の自由化に伴って、中東欧など新規EU加盟国からの移民が急増した。2011年以降は、スペイン、ギリシャなどユーロ圏債務危機で失業率が急上昇した国々から、雇用機会を求めてドイツへの人口流入があった。

b. シュレーダー政権以降のドイツへの移民適合政策

1998年のシュレーダー政権発足に伴い、移民政策の重点が「長くドイツに居住している移民をドイツ社会により良く適合させる」とこと、「国外から高技能人材を積極的に呼び込む」ことの二つに置かれた。2000年の国籍法改正では、長期滞在の外国人がドイツ国籍の取得資格を得る年限が15年から8年に短縮された。

2005年、従来の外国人法に代わり滞在法が制定され、外国人のドイツ滞在や就労の規則が簡素化されて、移民をドイツ社会に統合させる政策が

²³ 山崎加津子「ドイツ移民政策転換から15年」大和総合研究所2014年11月18日より。

一層明確になった。ドイツに居住する移民に求められるのは、一定のドイツ語能力、自由と民主主義という価値観の尊重、ドイツの歴史や選挙制度の理解、信教の自由の尊重などである。ドイツ語習得に加え、住まい探し、子供の学校の手続き、医療機関のあっせんなども含め、外国人の移住者・定住者に対する国の支援体制が強化された。

c. 外国人高度人材確保政策

外国から高技能人材を呼び込む政策としては、外国の職業資格の相互承認が進められたことに加え、EU 域外からの高技能人材確保を目的に、2012年からドイツでも「EU ブルーカード（特別待遇ビザ）」が導入された²⁴。

ドイツでは雇用契約の仕組みが整備されているため、外国人にもドイツ人と同等の待遇・権利が保障される。帰化や二重国籍化もしやすく、ドイツの産業競争力の高さという魅力と相まって、他の欧州諸国（南欧等）から、優秀な外国人人材が雇用機会を求めて集まってくる。過去 10 年の中東欧諸国からの移民や、ここ数年の南欧からの移民は、単純労働者中心だった 1950～60 年代とは異なり、高学歴、高技能の労働力の流入が多いとの研究結果が出ている。

現在のドイツ国内では、地域や業種により既に人手不足に陥っている地域があるが、南欧などからのスキルを持った人材の流入による人手不足の緩和効果が期待されている。

²⁴ EU のブルーカードは、米国のグリーンカード（永住ビザ）を手本に、高技能の外国人労働者の獲得を目的に導入された特別待遇のビザである。ドイツでは 2012 年 8 月に導入された。

4. グローバル化対応と国際環境の活用

ドイツ復活のもう一つの要因は、EU/ユーロ圏という環境を活用し、グローバル化に積極的に取り組んだことである。ここでは、「EUの中のドイツ」「ユーロ圏のドイツ」であることのメリットを踏まえ、如何にドイツがEU/ユーロ圏を活用し、その強み・優位性を発揮したかについて指摘する。

(1) 欧州連合 (EU) 市場とは

欧州連合 (EU) は、人口約 5 億人、GDP 約 16 兆ドル、28 か国により構成される巨大市場である。経済面から見ると、域内関税を撤廃し域外に対して同一関税を使う関税同盟としての側面、企業制度や規制など経済制度の調和・共通化という側面、統一通貨ユーロや欧州中央銀行など通貨・金融制度という側面、労働力の域内移動の原則自由化という人材面などの特徴を有する。

また、この無関税・巨大市場は、歴史的な経緯を経て、加盟国の数という意味でも、共同体としての機能という意味でも拡大・深化を続ける、世界でも稀に見る地域統合の実験場でもある。

ドイツはこの環境を一種のインフラとして活用し、自国経済・産業の強みを発揮することにより、経済のグローバル化と活性化を図ってきたと言える。

(2) 「EUの中のドイツ」「ユーロ圏のドイツ」であることのメリット

EU 域内無関税と統一通貨ユーロによる貿易・投資上の利点

域内関税の撤廃、通関事務が不要ゆえの効率性、加盟国の地理的な近接性 (陸路・河川輸送可能)、規格・基準や経済規制類が整合的であることなどから、域外との間に比べ、EU 域内相互の輸出入は容易、かつ有利である。

1999 年 1 月の統一通貨ユーロの発足により、ユーロ圏加盟国相互の貿易・投資ならば為替リスクがなくなり、これには国境を越えての経済活動を一層活発化させる効果があった。

サプライチェーンの最適化

EU 域内関税の撤廃や、規制など経済を支える制度の統一により、製造業の場合、組立工場と部材の供給工場が別の国に所在したとしても、EU 域内立地であれば不都合はほとんどなくなった。したがって域内であれば、人件費や他の要因を考慮しながら、最適なサプライチェーンを自由に構築しやすい。これは EU 域内での国境を越える直接投資を誘発する効果を持った。

(3) ドイツの強み・優位性の発揮

製造業の強みなどから輸出優位性を発揮

EU という無関税統一市場の一員であることや、統一通貨ユーロの利点は、すべての EU 加盟国に共通する強みである。そうした中であって、ドイツには、高い技術力、競争力ある製造業、産学官連携の研究開発体制、優良な人材、そして多層の企業集積を持つ工業国としての伝統という強みがあり、統一市場・統一通貨という利点と自らの競争力とを掛けあわせることができた。そこに、シュレーダー改革という国内構造改革を進めたことも、ドイツ製品の価格競争力を高めることに寄与した。

この結果ドイツは、国際競争力ある高品質製品の輸出を通じて、他の EU 加盟国よりも優位に立ち、貿易黒字を着実に計上してきた。西ドイツ時代を含め、1955 年以降、貿易赤字を計上したことはない。

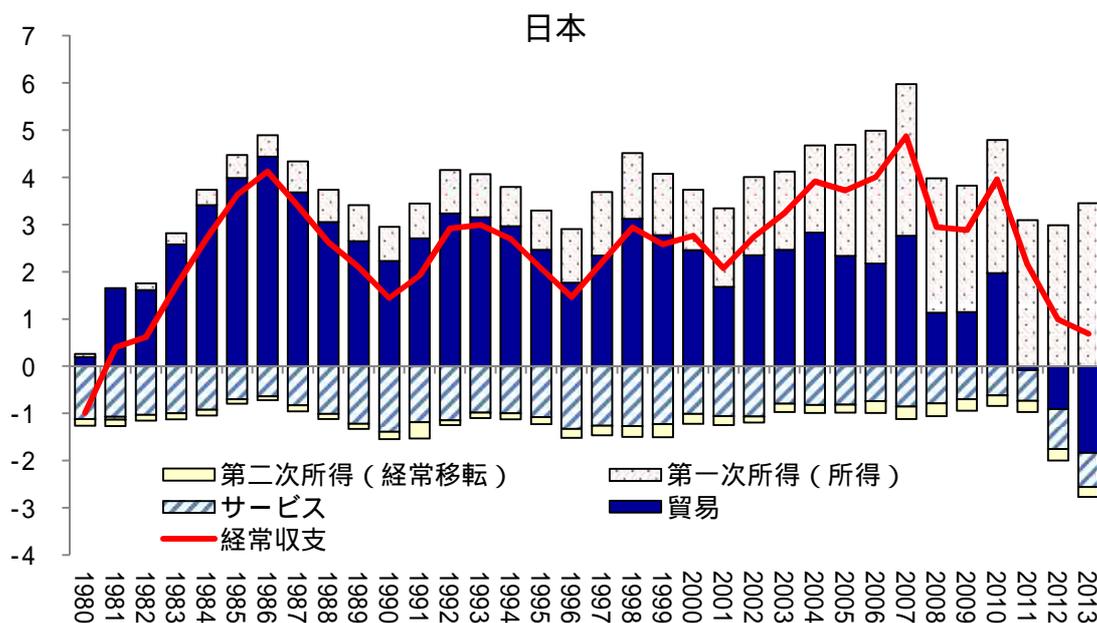
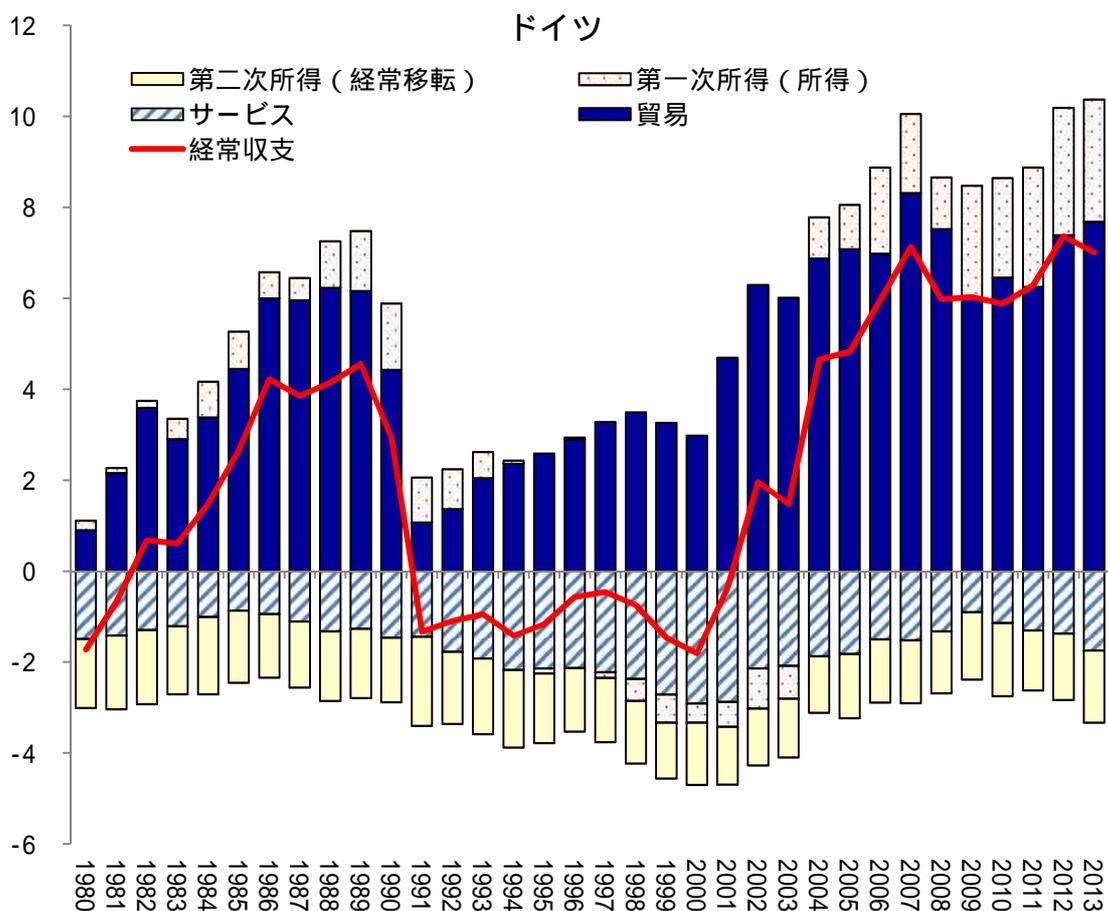
ユーロの為替相場の優位性、EU/ユーロ圏外への輸出拡大

統一通貨ユーロの導入以前に、長く貿易黒字を続けていたドイツは、マルク高傾向を常に抱え、欧州各国の通貨の中でマルクは圧倒的に「強い」存在だった。ところがユーロ導入後、ユーロの為替相場は、南欧を含むユーロ圏全体の経済状況を反映する形で形成され、以前のマルクが仮に続いたならば形成されたであろう為替相場よりは、割安に推移したと見られている²⁵。したがってドイツは国際競争上、為替相場の点でも優位に立ち、ユーロ圏外へも輸出を拡大していった。

この結果、ドイツの輸出先国別シェア（2013 年）は、EU 27 ヶ国が 56.8%（ユーロ圏 36.8%、非ユーロ圏 20.0%）、米国 8.1%、中国 6.1%、スイス 4.3%、ロシア 3.3%、中東 2.9%、中南米 2.1%、ASEAN 2.0%、日本 1.6% と、ユーロ圏以外が 6 割を占めている。貿易相手が欧州のみに集中していないことが、ドイツ経済のリスク分散にも寄与していると考えられる。

²⁵ 2011 年 12 月 5 日 内閣府「世界経済の潮流」ドイツを巡る輸出環境の優位性（p.62）

日独の経常収支、貿易収支の状況 (GDP 比、%)



(出所: IMF (国際通貨基金) 委員会講師永濱利廣氏作成)

対外直接投資の拡大

EU 域内に最適なサプライチェーンを構築しやすい利点を活かし、ドイツは 1997 年以降、対外直接投資を着実に増やしてきた。

2004 年、ポーランドやチェコなど EU に新規加盟した中東欧諸国向けに、ドイツは直接投資を拡大した。ポーランド、チェコ、ハンガリーの 3 ヶ国向けに、2004 年以降、毎年 40～80 億ドルの直接投資を行っている。この結果、現地工場向けの生産設備や部材の輸出も増加するという好循環を生んだ。

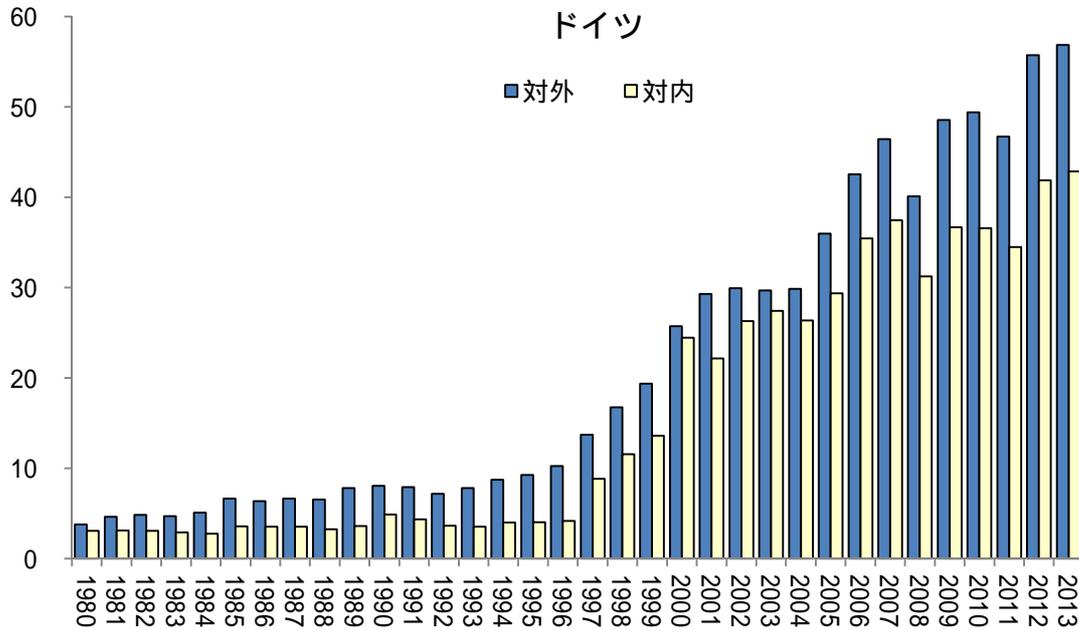
ドイツは EU 圏外の中国、インド、中南米に対しても、直接投資を増加させ、各国内での販売市場を拡大した。市場の分散効果により、ユーロ危機時の欧州経済の減速に伴うマイナスの影響は、欧州の中でドイツは軽微なものにとどまった。

立地競争力の強化と対内直接投資の誘致

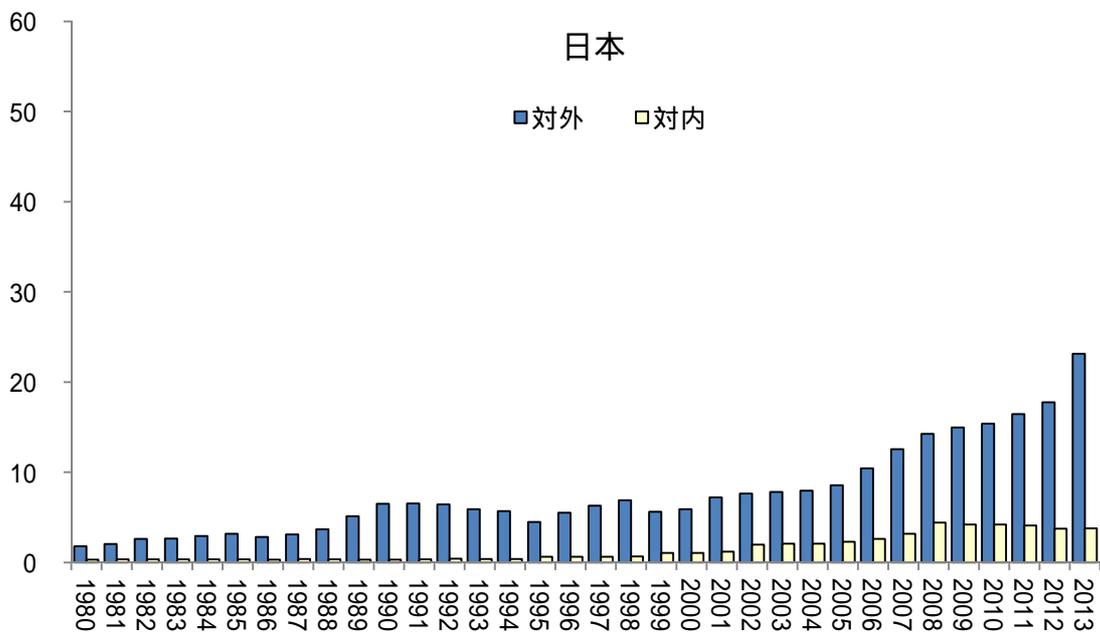
すべての EU 加盟国は、域内に向け非関税で輸出ができる。この点は、巨大な EU 市場への進出を狙う EU 域外の企業にとって大きな魅力であり、EU 内に生産拠点を設ける最大の動機の一つとなりうる。

この利点は、EU 加盟国に共通する訳だが、その中でドイツは、「選ばれる」国となるため、立地競争力強化に取り組んだ。具体的には、法人税率の引き下げ、賃金付随コストの抑制、企業の社会保険料負担の抑制、企業制度改革（企業買収に関する制度改革、コーポレート・ガバナンス向上による透明性拡大や企業買収の活性化）に取り組み、ドイツ企業の国内立地の維持と、外国企業による対内直接投資の拡大に成功した。そして、この双方の企業による他の EU 各国への輸出が、ドイツの輸出力の拡大を生む好循環につながった。

ドイツの内外直接投資残高 / 対 GDP 比率 (%)



日本の内外直接投資残高 / 対 GDP 比率 (%)



(出所: IMF (国際通貨基金) 委員会講師永濱利廣氏作成)

5 . ドイツの競争力強化戦略の総括

現在のドイツ経済の好調は、いわゆる「シュレーダー改革」を核とする 2000 年代以降の独自の成長戦略に支えられていると考えられる。

その戦略とは、以下の通りと考える。

ドイツは、シュレーダー首相が強力なリーダーシップを発揮して、「シュレーダー改革」と呼ばれる国内構造改革を断行した。改革は、産業・企業の新陳代謝の促進、国内コスト競争力(主に労働コスト等)の強化、経済のグローバル化促進、マクロ経済の安定化、ドイツの優位性の発揮につながる環境の形成といった成果を導いた。ドイツは、シュレーダー改革を契機に、内在する強みである製造業の EU 内外への拡大を加速させ、貿易黒字・経常黒字主導による着実な経済成長を実現した。

そのようなドイツの戦略の有効性を高めた枠組みとして、企業経営や事業戦略のグローバル化の加速、海外事業に積極的な中小企業の存在、技術力や産業競争力の強化・育成に向けた官民の機能的な役割分担、地方の自立、地方における産官学連携の推進、EU という自由・無関税市場や統一通貨ユーロなどが、ドイツの競争力発揮を支えるインフラとして機能したと言える。

シュレーダー改革という政府による構造改革の断行を受けて、ドイツ企業は、EU の枠組みを最大限に活用した輸出や投資を通じての積極的なグローバル展開、EU 域内・域外からの高度人材外国人等の国内での活用など、外に打って出る戦略を能動的に展開し、これがドイツの経済成長を実現する原動力となった。

・ 欧州の他国の改革

上記の通り、シュレーダー改革を梃としたドイツの競争力強化について検討してきたが、大胆な改革を通じて経済再生を遂げた欧州の国は他にもある。本委員会は、ドイツとの比較も兼ね、1990年代に経済危機を克服したスウェーデンと、1960年代～70年代に「欧州の病人」と言われていた英国を選び、検討・分析することにより、さらなる日本への示唆を探ることとした。

1 . スウェーデン

2000年代のスウェーデンは、リーマン・ショックの影響を受けた時期を除けば、概ね2～4%台の堅調な経済成長を実現してきた。この間、貿易収支、経常収支は一貫して黒字である。財政収支もリーマン・ショックまでは黒字だった。欧州債務危機の影響を受け、直近数年の経済は減速しており、財政収支も少額だが赤字傾向にある。失業率も最近では8%を超えて高止まりしている。だが、債務危機の後遺症に悩む国が多い欧州にあって、プラス成長と貿易黒字、経常黒字を維持している。

また、スウェーデンは高福祉・高負担の国と見られがちだが、最近の同国は「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を同時に実現している。それが実現できた背景には、国内市場が小さいがゆえに輸出やグローバル化に積極的であること、労働力が限られるゆえに、生産性や効率性を重視し、付加価値の高い産業の育成に努めていること、国民の受益と負担が明確な仕組みを作り、政治や政府への国民の信頼が厚いことなどが挙げられる。

しかし以下に見るように、スウェーデンもドイツ同様に1990年代に経済危機に直面した後、改革を断行・継続することにより、競争力を維持し続けている。

(1) スウェーデン経済の苦境期と回復を支えた政策

スウェーデンでは1990年代始め、バブル崩壊により金融機関の経営危機が発生し、1992年末には通貨危機に発展、変動相場制に移行した。1992～1995年の間、銀行救済のための財政支出などから財政赤字が拡大し、最悪だった1993年の財政赤字はGDPの11.9%に達した。これを受けてスウェーデンは、1990年代の10年間にわたりさまざまな制度改革を断行した。改革が進められる中で、スウェーデン経済は自国通貨クローネの切り下げによる輸出の増加を契機として回復軌道に乗った。

1991年の税制改革

スウェーデンは1991年に、所得税率や法人税率の引き下げ、環境税導入などの税制抜本改革を行った。改革の3年以上前から、与野党がそれぞれ委員会を設け、改革案を議会では超党派で固めていき、1991年に改革を実施した。このように超党派で議論し、合意を形成したことが抜本改革実現の鍵である。

法人税率は、1991年に57%から30%へ大きく引き下げられ、2001年に28%、2009年に26.3%、2013年に22%へと引き下げが継続された。一方で、棚卸資産や固定資産の優遇評価制度を見直し、課税ベースを拡大した。

個人所得税には、平均して31%台の一律課税の地方所得税と、5%から42%の税率による累進課税の国税とがあった。1991年税制改革において、この国税部分を20%の単一税率に引き下げた。ただし国税は高所得者にのみ課せられる。納税者の85%は地方所得税のみを支払い、付加価値税率は1991年税制改革においても25%で不変であった。

財政再建策などの改革

上記の税制改革に加えて、1994～95年の間に財政再建策を実施した。財政再建策は、社会保障手当の一部縮小、食料備蓄の縮小、高額所得者への一時的増税などである。また、1993年に中央銀行によるインフレ・ターゲティング政策の導入、1996年に3年間の複数年度予算制度導入などを行った。

スウェーデンは1995年1月のEU加盟により、財政赤字をGDPの3%以内に収める必要が生じ、これも財政再建を進める動機になった。

(2) スウェーデン・モデルの特徴

労働市場、社会保障の特徴

スウェーデンは、積極的労働市場政策を採用し、就業支援、職業訓練、職業紹介、雇用助成金などのプログラムを国が設定している。これは産業構造の高度化政策と密接な関係を持つ。医療・バイオ産業など、育成方針下にある成長産業向けには、政府が無償でエンジニア養成訓練を労働者に提供して、成長産業への人材シフトを図っている。

また、法定の最低賃金がないため、大学卒新入社員の賃金水準が事実上の最低賃金であり、その水準は他国の最低賃金よりも高い。このため、低生産性ゆえに事実上の最低賃金が払えない企業は、利益を出せず整理・淘汰されるという厳しい側面を持つ。一方これは、企業が生産性と利益率を高めるよう努力する動機となっている。

スウェーデンの社会保障は、高齢者向けに偏ることなく、現役世代が抱える失業などのリスク、子育てという職を離れるリスクへの備えとも位置付け

られており、保育などの家族手当、積極的労働市場政策費などには、社会保障支出全体の約2割が充てられる。保育・子育てなど家族関係給付はGDPの3%を超える。

また、年金、失業保険などの給付に対しても、地方所得税(平均は31%台)が課され、国民のほとんどが公平に税を負担する。低所得層には現物給付や社会扶助給付により再分配している。

スウェーデンの強み：女性の労働参加、地方分権、政府への信頼等

スウェーデンは、国連が定めるジェンダー・エンパワーメント指数が世界一である。育児休暇の整備が進み、手厚い育児休業手当が支給され、子どもの医療費、教育費は大学院まで無料である。女性の労働参加率は75~85%と高く、かつ、出生率も1.89(2013年)に達している。育児休業に際しては、従前賃金の8割給付、育児休暇480日、16才未満まで支給される児童手当など、手厚い制度を国が整備した結果、スウェーデンには、日本に見られる子育て期の女性の就業率減少が見られない。

スウェーデンでは税や社会保障の制度が地方分権型になっている。都道府県に相当するランスタングが20強あり、ここが医療サービスを所管している。市町村に相当するコミュンは約290あり、教育、介護、福祉を所管しているなど、両者の役割分担が明確になっている。双方とも、それぞれ歳入の7割前後が自主財源の地方所得税(住民税)である。

スウェーデン人が31%台の地方所得税と25%の付加価値税のように高い負担を受け入れるのは、社会保障の受益と負担の関係が明確であり、高齢世代だけでなく現役世代にも給付が厚い社会保障が、人生において直面するリスクに対する備えとみなされているからである。また、政治・政府に対し国民の絶大な信頼がある。納税は、政府への貯蓄であり、行政サービスとして再度還ってくると考えられている。

また、産官学の連携を通じて、新発明や先端製品(医療・バイオ分野が多い)を生む仕組みを構築している。スウェーデン発の発明は意外に多く、摂氏温度計、交流電圧、ダイナマイト、ボールベアリング、3点式の自動車のシートベルト、心臓ペースメーカー、歯科のインプラント、パソコンのマウス、GPS、スカイプなどがあり、発明後に世界に広く普及した製品が多い。

グローバル化と産業構造の高度化政策

スウェーデンの輸出の対GDP比率は約50%と高く、多国籍企業が経済成長を牽引している。スウェーデンの大手企業には、ボルボ、ABB、イケア、エリクソン、アストラゼネカ、H&Mなど、小さい国の割には世界的な競争力の高い企業がそろう。

かつてスウェーデンでも、自国企業の外国進出に伴う産業の空洞化や雇用

喪失が問題視されたことがあった。しかしながら、高水準の社会保障を維持するためにも、スウェーデン企業が国際競争力あるグローバル企業へとレベルアップし、富を国内に還流させることの重要性について、国民的な合意が成立しており、企業のグローバル化が推進された。この点については、組織率が8割近い労働組合も例外ではない。

スウェーデンは、社会保障部分を除けば、「小さい政府」を標榜している。それは、産業構造を高度化するために、衰退した産業・企業を政府が救済しないとの方針にも反映されている。

また、輸出促進だけでなく、対内投資と外国人高度人材を積極的に受け入れている。対内直接投資の勧誘はスウェーデン投資庁が担い、主要国に出先を置いて、投資誘致活動を行っている。企業向けの優遇税制は、22%まで引き下げた法人税率、損失の無期限繰り越し、非居住者向け配当金への源泉税免除などの他、役員・専門家・研究者など外国人高度人材の個人所得税の軽減などがあり、対内直接投資の誘因にもなっている。

スウェーデンのマクロ経済指標の推移 (1999～2006年)								
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
実質 GDP 成長率	4.7%	4.5%	1.3%	2.5%	2.3%	4.2%	3.2%	4.3%
財政収支 [対 GDP 比]	0.8%	3.6%	1.6%	1.5%	1.3%	0.4%	1.9%	2.2%
失業率	6.7%	5.6%	5.8%	6.0%	6.6%	7.4%	7.6%	7.0%
貿易収支 [億米ドル]	168	160	160	156	187	231	196	216
経常収支 [億米ドル]	108	117	150	125	227	250	264	347

スウェーデンのマクロ経済指標の推移 (2007～2013年)							
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実質 GDP 成長率	3.3%	0.6%	5.0%	6.6%	2.9%	0.9%	1.6%
財政収支 [対 GDP 比]	3.6%	2.2%	1.0%	0.01%	0.03%	0.7%	1.3%
失業率	6.1%	6.2%	8.3%	8.6%	7.8%	8.0%	8.0%
貿易収支 [億米ドル]	178	170	123	116	116	112	217
経常収支 [億米ドル]	433	446	252	294	328	314	345

(出所：OECD、IMF)(はマイナス又は赤字を示す)

2 . 英国

(1) 英国の改革と民営化

英国はアダム・スミス²⁶の時代から自由貿易の支持者である。島国の英国は、植民地を持っていた時代から、円滑な貿易が繁栄をもたらすと知っていた。英国はEUの枠組みと共に、環大西洋貿易投資パートナーシップ(TTIP、いわゆる米欧FTA)や日EU経済連携協定(EPA)も支持している。デイヴィッド・キャメロン現首相は、日EU EPA交渉を支持するよう、EU各国の大統領や首脳を説得してきた。このような自由貿易、自由市場経済への信念が英国の改革の背景にある。

サッチャー改革とブレア時代の改革

ドイツに先んじること30年、1970年代の「欧州の病人」は英国であった。主要な産業が国営だった英国の国際競争力は減退し、貿易赤字、財政赤字、高失業率が続いていた。1979年に保守党のマーガレット・サッチャー首相が就任し、強力なリーダーシップによっていわゆる「サッチャー改革」を断行し、英国経済を好転させた。

サッチャー首相の経済構造改革により、電力などの大手国営企業の民営化、労働法改正による戦闘的な労働組合の沈静化、失業手当依存の抑制と就労促進、減税、社会保障支出の削減、企業・大学・研究機関の協力強化などの施策が推進された。

サッチャー首相退任から7年後の1997年、労働党への政権交代により首相に就任したトニー・ブレアは、「第三の道」²⁷という方向性を示しつつ、保守党政権による民営化路線を受け継ぎ、公共サービスやインフラ整備への官民パートナーシップ(Public Private Partnership: PPP)の導入を進めた。

民営化、官民パートナーシップと競争の促進

英国での国営・公営事業の民営化は1980~90年代に順次進められ、現在は郵便事業を除けばすべて民営化されている。しかも事業の発注先は英国の企業に限定されない。英国の水道事業や電力供給事業の多くは、フランスの民間会社が運営している。また、規制当局の権限を高め、あらゆる産業分野において、消費者が犠牲にならないように、企業による競争制約・制限的行為

²⁶ アダム・スミス Adam Smith (1723~1790)は英国の経済学者。古典派経済学の入門書とも言われる「国富論」の著者。同書の「見えざる手」の概念でも知られる。

²⁷ 英国における「第三の道」とは、自由主義・市場化路線の保守党と、国営・公営指向の労働党の対立を乗り越え、市場効率を重視しつつ国が補完して公正確保を目指す路線である。

を規制している。

英国の中央・地方政府による事業やインフラ投資の発注に際しては、公開調達を徹底して、入札競争による低コスト化、調達される製品・サービスのイノベーション促進、納税者負担の軽減を図っている。また、英国政府は現在も、サッチャー首相の民営化路線を引き継いだ仕組みである「官民パートナーシップ (PPP)」を、公共サービスやインフラ整備にも活用しており、現時点で 700 件にも及ぶプロジェクトを運営している。

(2) 英国モデルの特徴

労働市場の特徴

英国の労働人口は 3,080 万人と EU 先進国の中では多く、労働参加率は 73% と EU 平均の 68.5% を上回る。労働コストは欧州の中では割安で、1 時間当たりコストはスウェーデンやデンマークの半額に近く、ドイツの 3 分の 2 であり、フランス、イタリア、スペインよりも安い²⁸。

労働に関わる規制は欧州の他主要国に比べて緩やかであり、プロ・ビジネスである。採用、勤務時間の柔軟性、解雇のしやすさなどの総合指数は、0 ~ 100 の範囲での 13 である (100 が最も労働規制が厳密)²⁹。また、世界のビジネス標準語の英語が母国語であり、グローバルな経営や人材管理上、有利である。

英国の労働力はダイバーシティに富み、これがあらゆる人材を活かすことにつながり、経済成長に貢献している。労働者を国籍、性別、性的嗜好、妊娠・育児中、身体障害者などを理由に差別することは法で禁じられている。

英国の強み：良質の大学、人口増加、低い法人税率

英国の強みとして、良質の大学の存在、人口の増加、低い法人税率が挙げられる。英国の大学の質は高く、企業への人材供給源となっている。世界の大学ランキングをみると欧州の大学の上位 10 校のうち、英国の大学が 7 つを占める。また、大学と企業のつながりは太く、大学での研究成果を活かしての起業は数多い。

英国の人口は順調に増えていく見込みであり、消費市場や労働力供給源としての将来性がある。1951 年に約 5 千万人だった人口は、2013 年に約 6,400 万人まで増えている。特に 2000 年以降は、移民による人口増加が加速し、ここ 10 年は毎年 40 ~ 50 万人の人口増加がある。増加の理由は、移民女性に出産期の人が多く、また、英国生まれの女性の合計特殊出生率が上昇している

²⁸ 欧州連合統計局の統計 (2013 年) を基に在日英国大使館が作成した資料より。

²⁹ fDi Intelligence, from the Financial Times Ltd (2014)

ためである。現行の予測では2070年にドイツの現人口を上回る。

法人税率は1981年には50%以上もあったが、サッチャー改革により35%に下がり、その後も引き下げが続けられ、2015年より20%まで下がる。これはG20の国の中で最も低い。

グローバル化と産業振興政策

英国はEUの経済統合を一貫して歓迎してきた。EU域内での財・サービスの自由貿易、資本や労働力移動の自由を支持し、英国企業がEUにおいてビジネスを拡大できるよう支援している。

サッチャー改革以降、30年以上にわたりプロ・ビジネス政策を続けた英国は、世界銀行による「ビジネスしやすい国ランキング(2015年版)」において、欧州諸国の中ではトップである³⁰。このランキングに象徴されるように、英国向けに、日米欧の数多くの有力企業が直接投資を行ってきた。

英国は、政府による優先育成産業の指定といった産業政策を持たない国だったが、自由放任にしすぎた面もあるとの議論も起こっていた。現政権は、産業界のリーダーとよく話し合った上で、特定・個別の分野について、政府と民間との協働による産業振興を始めている。例えば、官民共同で20億ポンド(約3,600億円)の資金を用意し、2013~2020年を開発期間として、より静粛で燃費の良い航空機の開発を進めている。

³⁰ 世界各国を対象とする同ランキング上位の欧州国は、英国8位、アイルランド13位、ドイツ14位、オランダ27位、フランス31位、スペイン33位、イタリア56位など。同ランキングは、開業、土地登記、建築許可、資金調達、投資家保護、通関などのしやすさ、契約履行の確実性などを多角的に考慮するものである。

英国のマクロ経済指標の推移 (1999～2006年)								
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
実質 GDP 成長率	2.9%	4.4%	2.2%	2.3%	3.9%	3.2%	3.2%	2.8%
財政収支 [対 GDP 比]	0.9%	3.6%	0.4%	2.1%	3.5%	3.5%	3.4%	2.8%
失業率	6.0%	5.5%	5.1%	5.2%	5.0%	4.8%	4.9%	5.5%
貿易収支 [億米ドル]	471	504	595	714	794	1,119	1,257	1,414
経常収支 [億米ドル]	405	429	344	333	310	446	429	707

英国のマクロ経済指標の推移 (2007～2013年)							
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実質 GDP 成長率	3.4%	0.8%	5.2%	1.7%	1.1%	0.3%	1.7%
財政収支 [対 GDP 比]	2.9%	5.0%	11.3%	10.0%	7.8%	8.0%	5.8%
失業率	5.4%	5.7%	7.7%	7.9%	8.1%	8.0%	7.6%
貿易収支 [億米ドル]	1,812	1,727	1,293	1,523	1,604	1,710	1,687
経常収支 [億米ドル]	625	255	314	619	360	946	1,137

(出所：IMF、OECD)(はマイナス又は赤字を示す)

3. ドイツ、スウェーデン、英国における改革の特徴

これまでドイツ、スウェーデン、英国の経済構造改革を中心に検討してきたが、政治体制、産業構造の歴史的背景や特徴、人口構造といった各国特有の要因があるものの、危機を契機とした政治主導による痛みを伴うさまざまな改革、そして超党派で危機を克服する政治姿勢は、3カ国に共通する要因として指摘できる。

(1) 3カ国に共通する要因

停滞や危機を契機とした改革への取り組み

ドイツは、東西統合に伴う財政負担、手厚い労働者保護などの制度疲労、低賃金の中東欧との競争激化などに伴う停滞を、シュレーダー改革により克服した。

同様にスウェーデンは1990年代始めに、不動産バブル崩壊により金融危機が発生した後、10年間にわたりさまざまな制度改革を断行し、危機からの復活を果たした。

また、英国は1960～70年代に、福祉国家政策による財政赤字の累積、国営企業の低生産性、国際競争力の喪失に起因する国際収支赤字化などにより、経済が長期にわたって停滞していた。1990年代の「欧州の病人」とはドイツを指していたが、1970年代には英国を意味していた。1979年に就任したサッチャー首相が、国営企業の民営化を始めとする構造改革を断行し、英国は復活を果たした。

このように、ドイツ、スウェーデン、英国のいずれも、経済の低迷や危機を契機に政治がリーダーシップを発揮し、改革に取り組み、その結果、経済の体質を改善し、その後の経済成長に結びつけていることが分かった。

超党派での改革の継続

ドイツでは、社会民主党のシュレーダー首相の退陣後、次のキリスト教民主同盟のメルケル首相が、基本的にシュレーダー改革の路線を継続した。

スウェーデンでは、バブル崩壊後の選挙において、各政党がそろって財政再建と経済回復を目標に掲げ、社会民主党の勝利後、改革以外に選択肢はないとの政治全体のコンセンサスの下、財政構造改革を実行した。

英国では、保守党のサッチャー首相による経済改革と「小さな政府」路線が続いた後に、労働党のブレア首相が、サッチャー型の自由競争主義を引き継ぎながらも、機会の平等、社会的公正も追及する「第三の道」路線を採った。失業者への福祉としての手当支給よりも、職業紹介や職業訓練を充実させ就労を促すなど、サッチャー改革での自立重視の路線を、新しい形で踏襲

する政策を採用した。

このように、政権交代があっても重要な改革や政策を継続したこと、あるいは国家にとり重要な政策は、与野党の合意をしっかりと得て、進めていたことが分かる。

(2) 各国特有の要因

欧州各国は、歴史的経緯を踏まえた独自の成長戦略も考え、実行に移している。

ドイツは、伝統的に強い製造業や、ニッチ分野での競争力の高い中小企業の力を活かし、スウェーデンは、人口の少ない国だからこそ、女性労働力を活用できるように、手厚い育児支援制度を整備している。また、政府は衰退産業・企業を救済せず、労働者に職業訓練を提供することにより、成長産業へ人材のシフトを促し、雇用を確保している。

英国は、官民パートナーシップ（Public Private Partnership: PPP）の先駆者であり、民間企業が長期間インフラ運営を担うなどの形で、サッチャー革命の民営化路線を新しい形で活かしている。

．日本への示唆

当委員会では、以上のように、ドイツの事例を中心に、スウェーデンや英国といった他の欧州諸国の事例も併せて、各国が改革に取り組んだ背景、改革の具体的内容、そして各国の経済社会基盤と成長戦略との関連について検証・分析してきた。

今回取り上げた3カ国と日本とは、地理的・歴史的・政治的・経済的・社会的環境が異なり、今回の検討結果や各国の施策をそのまま日本に適用することはできない。その一方、今後、日本が競争力の強化を図り成長戦略を展開していく上で、貴重な示唆を得ることができた。

そのような8つの示唆を以下に示し、本報告書の結びとする。

(1) 改革断行に向けた政治のリーダーシップと、主要政策に関する超党派の合意

国民の痛みを伴う、あるいは国の競争力強化のために必要な改革を推進する上では、政治の強力なリーダーシップと、政権交代を越えて改革を継続させるための超党派の合意形成によって、国民を説得することが不可欠である。

シュレーダー首相は、社会民主党の一部支持基盤からの反対に怯むことなく、リーダーシップを発揮して、7年間の在任期間にわたり改革を貫徹した。政権交代後のメルケル政権も、前政権の政策を撤回することなく、修正を加えながら基本的な改革路線を継続した。

英国でも、保守党が推進した民営化政策を労働党政権が踏襲、より一層民間活力を引き出すような施策を展開している。スウェーデンは、社会保障改革など重要な政策課題に関わる改革にあたって、時間をかけ、超党派で合意形成を図った。

(2) 産業・企業の新陳代謝の促進

持続的な経済成長のためには、競争力の劣る企業の退出と、将来性のある企業・産業への経営資源の移転という新陳代謝が不可欠である。そのためにドイツは税制や労働市場の改革を行った。スウェーデンには最低賃金制度がないゆえに、人件費負担に耐えられない企業は退出していく。また、スウェーデン政府は、競争力のない企業は救わず労働者の雇用は救うとの基本方針の下、産業の新陳代謝を促し、医療・バイオ産業向けエンジニアの養成訓練の無償提供などを通じ、成長産業への人材のシフトを図っている。

このように、雇用のセーフティネットを用意した上で、成長産業への労働力移動を促進するような労働市場の柔軟化が示唆される。

(3) 産業・企業が担うコスト競争力の強化

日本の中長期的競争力の維持・向上のためには、労働市場、社会保障など国内の制度であっても、国際競争の中で優位性を発揮する観点からの大胆な見直しや改革により、企業・産業や国家財政によるコスト負担を軽減することが求められる。例えば、高齢者の医療費自己負担の低さに象徴される「聖域」の見直しなどである。

ドイツでは、医療保険の保険者（日本の健康保険組合）が、医者・患者を仲介し、不要な医療の削減、コスト削減を進める高度な役割を果たしている。日本の保険者の統合・大型化と役割の高度化が示唆される。

(4) 自らの優位性を活かす環境の形成と戦略的活用

ドイツは、多数国と国境を接し輸出が容易との地理的利点、統一通貨ユーロ、無関税の EU 市場を活かして、堅調な貿易黒字・経常黒字を計上している。これを可能にしたのは、ユーロ導入に先立つ構造改革によって、自国のコスト競争力を高め、また企業立地上の競争力を高めたためと言える。

日本は、ドイツのような地理的利点や統一通貨こそないが、より積極的に、TPP を始めとする複数の経済連携協定を締結し、事実上の自由経済圏を構築することで、輸出市場と対内外投資の拡大を目指すことが可能と考える。

(5) 研究開発など産業基盤の強化・育成に向けた官民の役割分担の明確化

ドイツでは、産官学連携が密接であり、自己資本や研究開発資源が限られる中小企業が、技術革新や競争力強化を進める際のインフラとして機能している。例えば公的研究機関「フラウンホーファー」が、ニッチ市場に強い中小企業を育てるとの使命を自覚して、中小企業と大学・研究機関との橋渡し機能を果たしているように、日本の研究機関は、機能の重複を避け、日本の産業基盤と競争力の強化を目的に、それぞれの使命を明確化することが示唆される。また民間企業は、公的研究機関への研究委託拡大を進め、官民の力を合わせていくことが示唆される。

(6) 地方の自立、地方創生に資する地元産業と人材の育成

ドイツには中央と地方といった発想がなく、地域ごとの中小企業、大学、研究機関がクラスターを形成し、地域経済に貢献している。出身地に住み続けたい優秀な大学生や職業訓練学校の人材確保も出来ている。日本は地方創生を展開中であるが、地方の自立、産業育成、人材の確保・育成が肝である。地方が補助金に頼らず、中長期的、自立的に発展できれば、日本全体の競争

力向上にもつながる。その要は、若年人材の地元引き留めが出来るような、競争力があり、働き甲斐のある地元企業の育成にあり、ドイツの例は参考になる。

(7) 高度人材等、海外人材の積極的活用

少子高齢化が進む日本は、経済成長を続けるために、人材という要素が重要である。ドイツや英国は EU の域内・域外から、雇用機会を求める高学歴、高技能の外国人人材を受け入れ、自国内の高度人材充実や人手不足緩和を図っている。経済成長促進のために、日本に不足する人材は、高学歴、高技能の高度人材外国人を中心に、地方の再生など人材が必要とされる分野ごとに個別に判断して、受け入れを進めることが示唆される。

(8) 企業経営、事業戦略のグローバル化の加速

ドイツでは、政府が構造改革を進めて企業のコスト負担を減らし、対内直接投資がしやすい経済環境を整備して投資を勧誘した。企業は中東欧市場や新興国市場に積極的に進出・投資し、高度人材外国人を積極的に活用した。日本政府は、企業の国際競争力強化の視点からさらなる政策展開を行い、日本の経営者は、企業経営や事業戦略のグローバル化を進めてきているものの、さらに加速することが期待される。

以上

参考図表 1 マクロ経済指標の推移 (p.5) 関連

ドイツのマクロ経済指標の推移 (ドイツ再統一後～1998)								
	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
実質 GDP 成長率	-	1.5%	1.0%	2.5%	1.8%	0.8%	1.9%	1.7%
財政収支 [億ユーロ]	445	410	516	419	1,754	628	527	458
財政収支 [対 GDP 比]	2.9%	2.5%	3.0%	2.4%	9.5%	3.4%	2.8%	2.3%
失業率	5.5%	6.6%	7.8%	8.4%	8.2%	8.9%	9.7%	9.4%
失業者数	260 万人	298 万人	342 万人	370 万人	361 万人	397 万人	438 万人	428 万人
貿易収支 [億米ドル]	191	279	411	508	653	709	712	761
経常収支 [億米ドル]	242	227	190	305	296	140	100	163

ドイツのマクロ経済指標の推移 (1999～2006)								
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
実質 GDP 成長率	1.9%	3.2%	1.8%	0.0%	0.7%	0.7%	0.9%	3.9%
財政収支 [億ユーロ]	322	233	647	820	891	826	741	382
財政収支 [対 GDP 比]	1.6%	1.1%	3.1%	3.9%	4.2%	3.8%	3.3%	1.7%
失業率	8.6%	8.0%	7.9%	8.7%	9.8%	10.5%	11.3%	10.2%
失業者数	410 万人	389 万人	385 万人	406 万人	438 万人	438 万人	486 万人	449 万人
貿易収支 [億米ドル]	697	560	884	1,266	1,459	1,881	1,939	2,000
経常収支 [億米ドル]	312	342	71	393	359	1,269	1,338	1,734

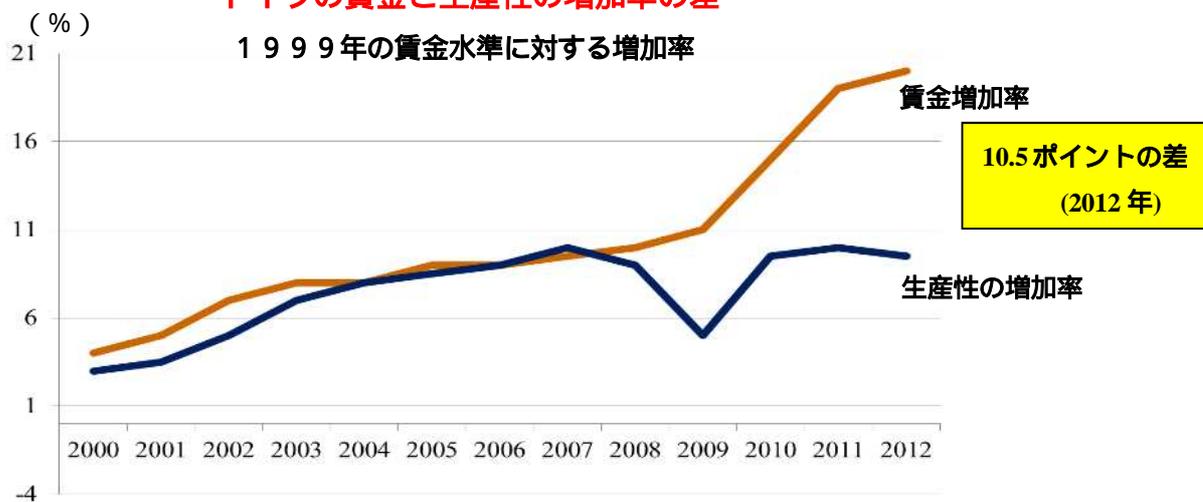
ドイツのマクロ経済指標の推移 (2007~2013)							
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
実質 GDP 成長率	3.4%	0.8%	5.6%	3.9%	3.7%	0.6%	0.2%
財政収支 [億ユーロ]	55	18	736	1,043	214	2.3	5.2
財政収支 [対 GDP 比]	0.2%	0.1%	3.1%	4.2%	0.8%	0.1%	0.2%
失業率	8.7%	7.5%	7.8%	7.1%	6.0%	5.5%	5.3%
失業者数	376 万人	326 万人	341 万人	324 万人	298 万人	290 万人	295 万人
貿易収支 [億米ドル]	2,731	2,631	1,824	2,072	2,132	2,285	2,446
経常収支 [億米ドル]	2,373	2,176	1,994	1,946	2,282	2,523	2,735

(出所：ドイツ連邦政府統計局)(はマイナス又は赤字を示す)

参考図表2 単位当たり労働コスト (p.20) 関連

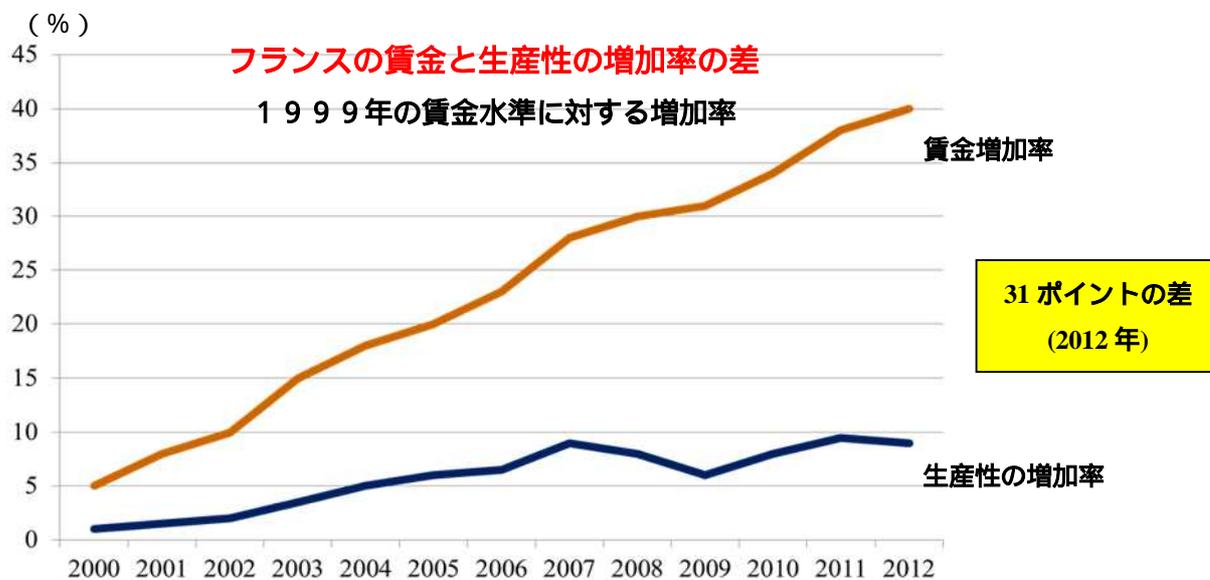
ドイツの賃金と生産性の増加率の差

1999年の賃金水準に対する増加率



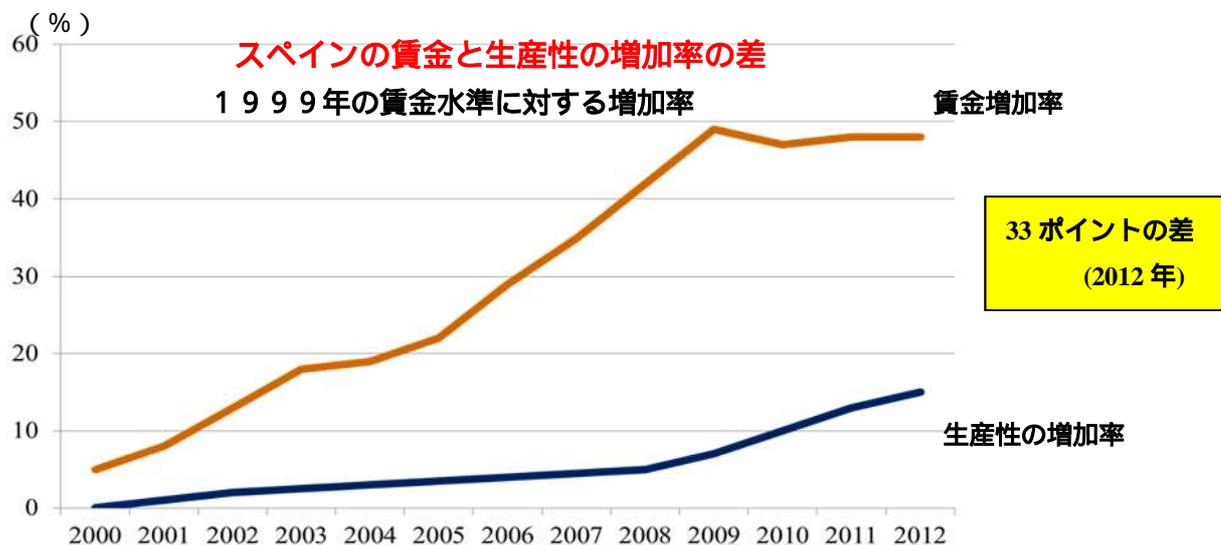
フランスの賃金と生産性の増加率の差

1999年の賃金水準に対する増加率



スペインの賃金と生産性の増加率の差

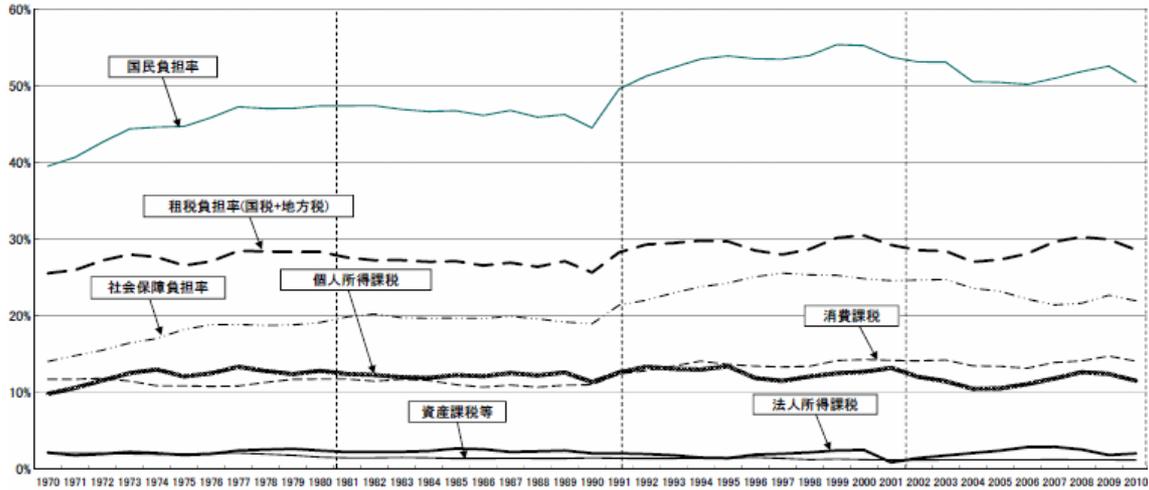
1999年の賃金水準に対する増加率



(出所：欧州中央銀行、委員会講師熊谷徹氏作成)

参考図表3 社会保障負担率（本文 p.21）

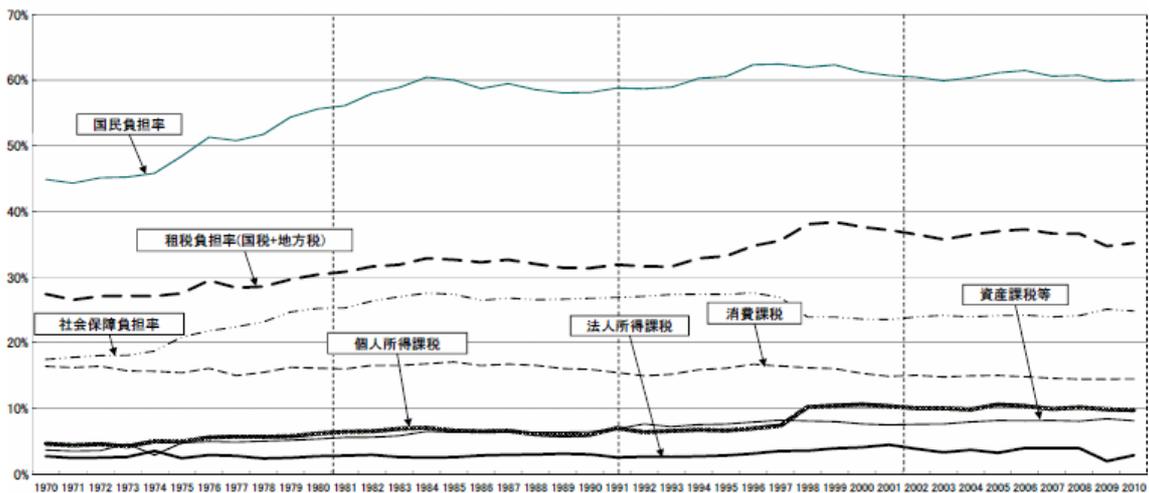
ドイツの社会保障負担率の推移（対国民所得比）



	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
国民負担率	39.5%	47.4%	44.6%	55.3%	50.5%
租税負担率	25.5%	28.3%	25.6%	30.5%	28.6%
社会保障負担率	14.0%	19.1%	18.9%	24.8%	21.9%

（出所：本邦財務省）

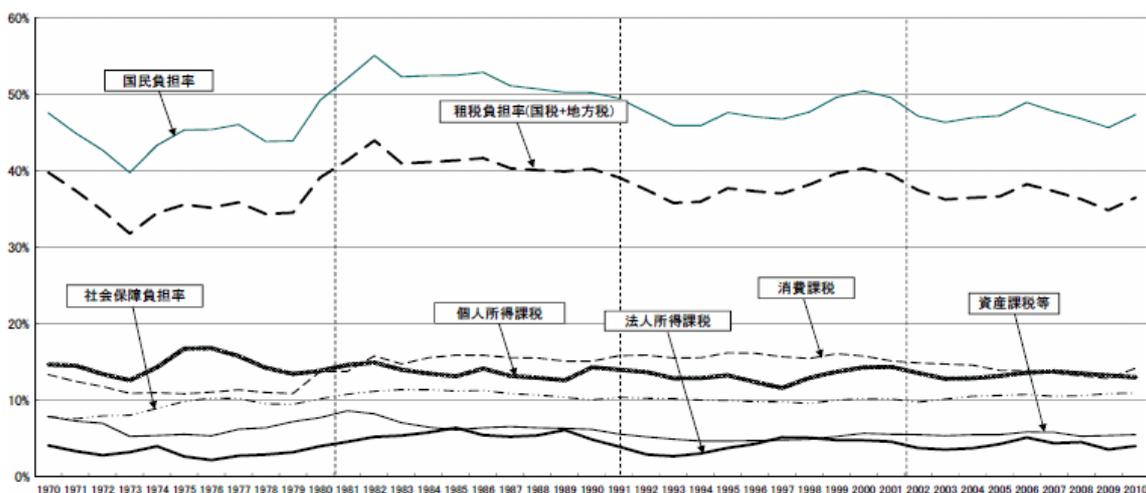
フランスの社会保障負担率の推移（対国民所得比）



	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
国民負担率	44.9%	55.6%	58.1%	61.2%	60.0%
租税負担率	27.4%	30.4%	31.4%	37.6%	35.2%
社会保障負担率	17.5%	25.2%	26.8%	23.6%	24.8%

（出所：本邦財務省）

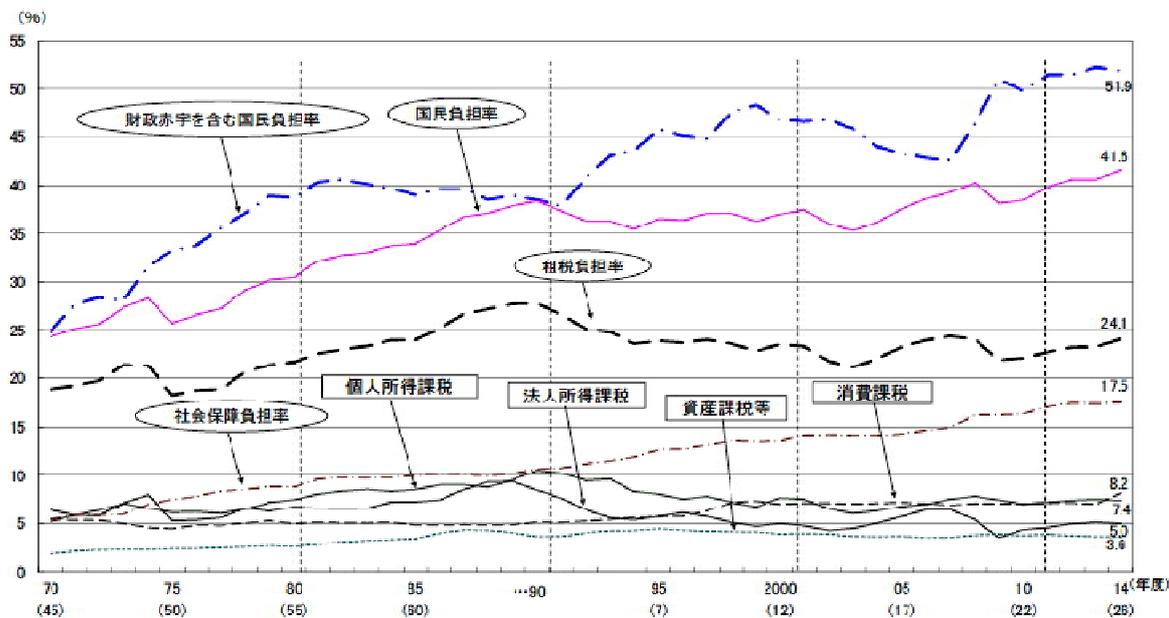
英国の社会保障負担率の推移（対国民所得比）



	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
国民負担率	47.5%	49.2%	50.2%	50.4%	47.3%
租税負担率	39.7%	39.1%	40.2%	40.3%	36.4%
社会保障負担率	7.8%	10.1%	10.0%	10.1%	10.8%

（出所：本邦財務省）

日本の社会保障負担率の推移（対国民所得比）



	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
国民負担率	24.3%	30.5%	38.4%	37.0%	38.5%
租税負担率	18.9%	21.7%	27.7%	23.7%	22.1%
社会保障負担率	5.4%	8.8%	10.6%	13.5%	16.3%

（出所：財務省）

参考図表 4 産業の新陳代謝 (本文 p.21)

企業の開業率、廃業率等比較 (%)

	ドイツ			日本			米国		
	2000	2005	2010	2000	2005	2010	2000	2005	2010
開業率	-	-	8.8	-	-	4.5	-	-	9.3
廃業率	-	-	8.0	-	-	4.1	-	-	10.3
起業活動比率 a	6.3	5.1	5.6	3.1	2.2	5.2	11.1	12.4	12.3
経営代謝率 b	-	-	1.0	-	-	0.5	-	-	1.8

(委員会講師木下信行氏資料を基に事務局作成)

a 起業活動比率とは、起業の準備を始めている人または創業後 3.5 年未満の企業を営んでいる人が 18~64 才人口 100 人当たり何人いるかを示す。

b 経営代謝率とは、起業活動者割合を既存経営者割合で割った倍率。

企業の法的整理の件数比較

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
ドイツ (法的整理)	23,898	23,247	23,291	20,491	21,359	24,301	23,482	23,586
日本 (法的整理)	7,281	8,578	8,756	9,914	11,676	11,844	11,096	11,043
(うち、再建型)	551	592	536	601	906	716	529	519
米国 (Chapter 11: 再建 型の倒産処理)	10,882	6,250	5,701	4,688	6,274	10,348	13,583	11,093

(委員会講師木下信行氏資料を基に事務局作成)

2014年度欧州・ロシア委員会 委員会会合・正副委員長会議 開催一覧

（敬称略、所属先・役職は開催当時）

会合名 開催日	講演者	所属先・役職	テーマ
第1回正副 6月9日			2014年度欧州・ロシア委員会の運営について
第1回委員会 7月25日	木下 信行	日本銀行 理事	ドイツの構造改革について
第2回委員会 9月1日	小手川 大助	キャノングローバル戦略研究所 研究主幹	経済・ビジネスから見た欧州・ロシア関係
第2回正副 9月3日	熊谷 徹	ドイツ在住 フリージャーナリスト	シュレーダー改革の光と影
第3回委員会 10月28日	藤本 健太郎	静岡県立大学 経営情報学部准教授	シュレーダー政権下の社会保障制度改革と日本への示唆
第4回委員会 11月18日	橋本 陽子	学習院大学 法学部教授	ドイツの労働市場改革と日本への示唆
第3回正副 12月17日			委員会活動成果の取りまとめと今後の活動方針 シュレーダー改革に関する検討の総括
第5回委員会 12月25日	永濱 利廣	第一生命経済研究所 首席エコノミスト	ドイツ経済のグローバル化への取り組みと日本への示唆
第6回委員会 1月7日	ゲアハルト・ ヴィースホイ	日独産業協会 理事長	ドイツ人経営者から見たシュレーダー改革とドイツの競争力
第7回委員会 1月27日	ルードヴィヒ・ カンツラ	マッキンゼー日本支社 元パートナー	ドイツの医療改革について
第8回委員会 2月19日	湯元 健治	日本総合研究所 副理事長	スウェーデンの改革と競争力
第4回正副 2月19日			欧州・ロシア委員会報告書の骨子案について
第9回委員会 2月23日	前田 篤穂	日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシアCIS課長	ドイツ中小企業の競争力
第10回委員会 3月18日	岡田 邦生	ロシアNIS貿易会 ロシアNIS経済研究所 部長	ロシア経済の情勢と今後の見通し
第5回正副 3月18日			欧州・ロシア委員会報告書の「日本への示唆」等 について
第11回委員会 3月25日	ケン・ オフラハティ	駐日英国大使館 プロスペリティ局長	英国の経済成長
第12回委員会 4月6日			欧州・ロシア委員会報告書案について

欧州・ロシア委員会 委員名簿

(敬称略)

委員長

大八木 成 男 (帝人 取締役会長)

副委員長

嘉 納 裕 躬 (ティラド 取締役社長)
 雑 賀 大 介 (三井物産 取締役副社長執行役員)
 成 川 哲 夫 (新日鉄興和不動産 取締役相談役)
 林 由紀夫 (ダイキン工業 専務執行役員)
 平 手 晴 彦 (武田薬品工業 コーポレート・オフィサー)
 ヨッヘン・レゲヴィー (CNC JAPAN マネジングディレクター)

委員

飯 村 慎 一 (光陽電気工事 取締役社長)
 井 植 敏 雅 (LIXIL グループ 執行役副社長)
 井 田 純一郎 (サンヨー食品 取締役社長)
 伊 藤 秀 俊 (オックジフキャピタルマネジメント 顧問)
 岩 尾 啓 一 (キャリア工学ラボ. 取締役社長)
 岩 本 敏 男 (NTTデータ 取締役社長)
 上 島 健 史 (みらい証券 取締役社長)
 薄 井 充 裕 (日本政策投資銀行 設備投資研究所長)
 大 岡 哲 (大岡記念財団 理事長)
 大久保 和 孝 (新日本有限責任監査法人 シニアパートナー)
 小 川 恒 弘 (帝人 常務執行役員)
 小 野 傑 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)
 織 畠 潤 一 (シーメンス・ジャパン 取締役社長兼 CEO)
 海 堀 周 造 (横河電機 取締役会長)
 加 瀬 豊 (双日 取締役会長)
 片 岡 丈 治 (片岡物産 取締役会長)
 蒲 野 宏 之 (蒲野綜合法律事務所 代表弁護士)
 川 口 均 (日産自動車 専務執行役員)
 川 名 浩 一 (日揮 取締役社長)
 木 村 宏 (日本たばこ産業 特別顧問)
 國 枝 真 (金印 取締役)
 小 島 秀 樹 (小島国際法律事務所 弁護士・代表パートナー)
 齋 藤 隆 次 (ヴァレオジャパン 取締役社長)

重久吉弘	(日揮 日揮グループ代表 名誉会長)
鈴木登夫	(日立物流 取締役会長)
ケネス・G・スミス	(EY トラガ クジョン・アドバイザー・サービス 取締役社長)
高木真也	(クニエ 取締役社長)
高橋 衛	(HAUTPONT 研究所 代表)
田口久雄	(日本航空 監査役)
團 宏明	(通信文化協会 理事長)
塚本隆史	(みずほフィナンシャルグループ 常任顧問)
手納美枝	(アカシアジャパン・デルタポイント 代表取締役)
戸矢博道	(全日本空輸 特命顧問)
長島 聡	(ローランド・ベルガー 日本共同代表 シニアパートナー)
中村正己	(日本能率協会 理事長)
永山 治	(中外製薬 取締役会長 最高経営責任者)
永山妙子	(成都天府ソフトウェアパーク 日本商務代表)
新田隆範	(新栄不動産ビジネス 取締役社長)
外立憲治	(外立総合法律事務所 所長・代表弁護士)
林 明夫	(開倫塾 取締役社長)
林 達夫	(アークデザイン 取締役社長)
深堀哲也	(レーサム 取締役会長)
藤田昌央	(コマツ 常務執行役員)
藤山雄一郎	(ナショナル・ベンディング 取締役社長)
古橋和好	(感動創造研究所 エグゼクティブ フェロー)
降旗洋平	(日本信号 取締役社長)
本田博人	(シーメンス・ジャパン 専務執行役員)
宮本潤二	(東鉄工業 取締役専務執行役員)
森 敏光	(みずほ銀行 顧問)
安田育生	(ピナクル 取締役会長兼社長兼 CEO)
矢原史朗	(日本エア・リキード 取締役社長兼 CEO)
山岡建夫	(JUKI 最高顧問)
吉田晴乃	(BT ジャパン 取締役社長)
和才博美	(NTTコミュニケーションズ 相談役)
渡部 賢一	(野村資本市場研究所 理事長)

事務局

樋口 麻紀子	(経済同友会 政策調査第3部 次長)
奥 智之	(経済同友会 政策調査第3部 担当部長)